

# 柳澤統計研究所季報

## 秋 冬 號

(第三十一號)

昭和六年十二月刊行

### 目次

伊太利羅馬開催 國際人口問題研究會議組織一斑	全	會議議題	柳澤保惠	三頁
第二十回國際統計會議彙報	柳澤保惠	三頁		
國際死因及疾病分類(一九二九年協定)	柳澤保惠	三頁		
講 演				
受刑者の嗜好別統計に就いて	阪本敦	六頁		
乳兒の死亡率に就いて	阪本敦	六頁		
統計雜談				
二十八、「惣領の甚六」に就いて	石川惟安	六頁		
二十九、職業分類に就いて	柳澤保惠	六頁		
統計書解題				
現代職業總覽(帝都中心地域露間人口調査)東京市内同窓會 世帯に關する調査(關東州貿易統計)北支那貿易年報(滿洲貿易詳細統計)柳太アイメの研究(特にその人口減少問題に就いて)	本			
附 錄				
本研究所記事「和蘭勸業體與アルテュールフォンテーヌ氏の計」國際統計協會名譽會員「國際統計協會常設事務局次長」	二〇			
附 錄				
昭和五年九月東京開催國際統計協會第十九回會議に關し事前在ワルングアイ柳澤代表より鈴木前内閣書記官長に宛てたる書狀	附一			
昭和六年上半期渡米外國人並渡來目的調査表	附二			
柳澤統計研究所第十六回報告	別一			

寄 附  
7.1.  
帝國圖書



# 始



柳澤統計研究所寄附行為拔萃

第一章 目的 事業

第一條

本研究所は主として一般統計に關する研究及び統計に從事し公設統計機關の補助たる任務を遂行することを以て目的とす

第二條

本所は前條の目的を達するに必要なる施設を爲すの外左の事業を行ふ  
一 一定の事項を指定して研究又は調査を依頼し若くは本所の設備の利用を希望するものあるときはその需めに應ずること

第三條

研究及び調査を奨励すべき施設をなすこと  
定期又は臨時に統計講習會又は統計講習會を開催すること  
研究又は調査したる事項を随時刊行すること  
別に定むる所の柳澤統計研究所奨學費規定により學費を貸附すること  
其他必要と認めたる事項を行ふこと

第四條

本所の事業を贊助し金錢又は物件を寄附したるものは之を贊助員と稱す

第五條

本所の事業を贊助し金錢又は物件を寄附したるものは之を贊助員と稱す

第六條

本所の事業を贊助し金錢又は物件を寄附したるものは之を贊助員と稱す

第七條

本所の事業を贊助し金錢又は物件を寄附したるものは之を贊助員と稱す

第八條

本所に總裁の外左の職員を置く  
部長 二人 委員 若干人 書記 若干人  
第四 章 分 掌

第九條

本所に左の二部を置く  
一 調査部  
二 會計部  
各部に部長一人を置く、各係に主任一人を置き委員を以て之に充つ

第十條

本所に左の二部を置く  
一 調査部  
二 會計部  
各部に部長一人を置く、各係に主任一人を置き委員を以て之に充つ

第十一條

本所に左の二部を置く  
一 調査部  
二 會計部  
各部に部長一人を置く、各係に主任一人を置き委員を以て之に充つ

第十二條

本所に左の二部を置く  
一 調査部  
二 會計部  
各部に部長一人を置く、各係に主任一人を置き委員を以て之に充つ

第十三條

本所に左の二部を置く  
一 調査部  
二 會計部  
各部に部長一人を置く、各係に主任一人を置き委員を以て之に充つ

第十四條

本所に左の二部を置く  
一 調査部  
二 會計部  
各部に部長一人を置く、各係に主任一人を置き委員を以て之に充つ

柳澤統計研究所季報

第三十一號

伊太利羅馬開催

國際人口問題研究會議 (自昭和六年九月七日) 組織一斑 (至同年九月十日)

名譽委員長

ベニート ムッソリーニ

内閣總理大臣

名譽委員

リュイジ フェデルツォーニ

元老院議長

ジョヴァンニ ジウリアティ

衆議院議長

エミリオ デ ボーノ

拓務大臣

アルフレッド ロッコ

司法宗務大臣

バルビノ ジウリアーノ

文部大臣

ジャコモ アチエルボ

農林大臣

コスタンツォ チアーノ  
(コルテラッツォ伯)

逓信大臣

(1)

( 2 )

ジウゼッペ ボッタイ  
グーリエルモ マルコーニ  
公爵 ボンコンパニ ルドヴィシ  
フランチェスコ モントゥオリ  
公爵 ビエロ コロンナ

勞務大臣  
伊太利學士院院長、調査審議會會長  
羅馬都長  
羅馬都知事  
羅馬都會議長

實行委員長

コラード ジニ

中央統計院總裁

國際評議員 (A、B、C 順)

セヴェリノ アズナール  
ピエトロ ボンファンテ  
ファン デ デイオス ボホルケツ  
チャールス グヴェンボート  
ピエトロ デ フランチスチ  
侯爵 デ グアドエル フェル  
オイゲン フィツシャー

マドリッド中央大學教授  
伊太利學士院會員  
メキシコ統計局長  
國際優生聯盟團體會長  
羅馬大學總長  
カイザー ウィルヘルム人類學研究所總裁

マドリッド  
羅馬  
メキシコ  
紐育  
羅馬  
マドリッド  
伯林

( 3 )

グイレルモ ガルバリニ イスラス  
ヘルマン ルンドボルグ  
公爵 デ マウラ  
ドミトリ ミツカイコフ  
アルベール トーマ  
フェリックス ヴィユーイユ  
ハロルド ウエスターガード  
伯爵 柳澤 保惠

ブエノス アイレス大學教授  
國立人類生物學研究所教授  
前商工勞働大臣  
國際勞働事務局總長  
出生率審議會々員、生活及家族ニ關スル  
國際委員會幹事長  
前コペンハーゲン大學教授  
柳澤統計研究所總裁

ブエノス アイレス  
ウブサラ  
マドリッド  
ソフィア  
ジュネーブ  
巴里  
コペンハーゲン  
東京

準備委員

(A、B、C 順 何れもイタリヤ人)

ロベルト アルマジア  
ジオヴァンニ ベレルラ  
ベルナルディノ バルバード  
エンリコ ベスタ  
マルチエロ ボルドリーニ  
フィリップ カルリ  
エウジエニオ カサノヴァ

羅馬大學教授  
伊太利工業ファシスト聯盟事務副長  
フィレンツェ古文書局員  
ミラノ大學教授  
ミラノ サンタ クオレ カトリック大學教授  
伊太利商業ファシスト聯盟經濟部長  
羅馬古文書局總裁

(4)

ヴィンチエンツォ カストリリ  
 ジョヴァンニ デットーリ  
 フランチェスコ デットーリ  
 リュイジ ガルヴァーニ  
 アメデオ ジョアンニ  
 ビエール シルヴェリオ レイクト  
 アンтониオ マロツツイ  
 アレッサンドロ モリナーリ  
 アルフレド ニチエフォロ  
 トマッソー ペラッシ  
 バオロ レヴェルリ  
 フランチェスコ サラータ  
 フランコ サヴォルニアン  
 ピエトロ シッタ  
 アリゴ ツルミ  
 ガエタノ ツインガリ

バリ大學教授  
 伊太利工業ファシスト聯盟事務副長  
 バレルモ大學總長  
 伊國中央統計院製表計算課長  
 外務省外交訴訟委員會幹事長  
 ボローニア大學名譽教授  
 農業ファシスト聯盟員  
 中央統計院幹事長  
 羅馬經濟商學研究所教授  
 羅馬經濟商學研究所教授  
 ジェノヴァ大學教授  
 元老院議員  
 羅馬大學教授  
 フェララ大學名譽教授  
 バヴィア大學名譽教授  
 カタニア大學名譽教授

事務局 (何れもイタリヤ人)

事務總長

エウゲニコ ヴィンチ

事務員

エミリオ アラニス。バオロ マリア アルカリ。エルネスト チアンチ。アンヂェルロ フェラレ  
 ルリ。リッカルド ジョネルリ。ジョヴァンニ レルトオレ。ジルベルトロヨ。レオナルド メラド。  
 シルヴィオ オランディ。ジウリオ ルージウ。マリオ サイバンテ。マリオ テイレリ。

各會部部長 (A、B、C順)

(一) 生物學及優生學

アゴステイノ	ヂエメルリ	サンタ クオレ大學總長	ミラノ
アレックスandro	ギジ	ボロニア大學總長	ボロニア
ヨレ	アルフレッド ムヨエン	諾威國優生審議會會長	オスロ
永井 潛		東京帝國大學教授	東京
ニコラ	ペンデ	ジェノヴァ大學教授	ジェノヴァ

(二) 人類學及地理學

ロベルト アルマジア  
 羅馬大學教授  
 羅馬

(5)

(6)

伯爵 ベグーアン  
マヌエル ガミオ  
ホセ ゴンサレス ガレ  
プロニスラフ マリノフスキー  
ジオルジュ モンタンドン  
ユージェーヌ ピタール  
シユミッド

巴里人類學研究所事務總長  
國防會議評議員

倫敦大學教授

ジュネーヴ大學教授

巴里  
メキシコ  
ブエノス アイレス  
倫敦  
クラマール(巴里)  
ジュネーヴ  
維納

(三) 醫學及衛生學

ウンベルト ガブリ  
グロトヤーン  
サミュエル ミエーカー  
ベスタロツツァ  
ピッタールガ  
ボレスライ スムウレ ヴィック

元老院議員  
伯林大學教授  
ボストン大學教授  
羅馬大學名譽教授  
國立衛生學校長  
露國ゴスプラン部副長

羅馬  
伯林  
ボストン  
羅馬  
マドリッド  
モスコ

(四) 人口統計

ブルグドルファー  
ドジュラル  
長谷川 起夫  
リープマン ヘルシュ  
ミッシェル ユベール  
ジョルジオ モルタラ  
ホセ ヴァンデルロス  
ガエタノ ツィンガリ

獨逸統計院局長  
アンゴラ中央統計局長  
内閣統計局長

ジュネーヴ大學教授  
佛國統計局長  
ボッコニ商科大學教授  
經濟研究所教授  
カタニア大學名譽教授

伯林  
アンゴラ  
東京  
ジュネーヴ  
巴里  
ミラノ  
バルセロナ  
カタニア

(五) 社會學

アルフレド ニチエフォロ  
オグバーン  
アドルフオ ボサダ  
下條 康麿  
ビティリム ソロキン  
高田 保馬

羅馬經濟商學研究所教授  
市俄古大學教授

賞勳局總裁  
ハーヴァード大學教授  
京都帝國大學教授

羅馬  
市俄古  
マドリッド  
東京  
ケンブリッジ、マサチューセツツ  
(米國)  
京都

(7)

(8)

(六) 經濟學

フェルナン ボードワーアン  
 ヴィクトル マタヤ  
 グイレ  
 ラアジメーカース  
 ベノイ クマール サルカー  
 ビエトロ シッタ  
 ワーゲマン  
 オイゲン ヴルッパルガー  
 ホセ マリア ズウマラカレッキ

前墺國商務大臣

ルーヴァン

維納

ワシントン

ニイメゲン

ミュンヘン

フェララ

伯林

ライプチヒ

ヴァレンシア

(七) 歴史

ゴスタ バッゲ  
 アリストイデ カルデリニ  
 エットーレ チコッティ  
 ソフィ ダシンスカ ゴリンスカ

ストックホルム大學教授

サンタ クオレ カトリック大學文學及哲學科學長

元老院議員

ストックホルム

ミラノ

羅馬

ワルソヴィ

(八) 方法論

エドアルド イバラ イロドリゲツ  
 ミケランヂエロ スキバ

マドリッド中央大學文學及哲學科學長

ナポリ大學教授

マドリッド

ナポリ

ロドルフォ ベニニ

羅馬大學教授

羅馬

フェリックス ベルンシュタイン

ゲッチンゲン大學數理統計研究所教授

ゲッチンゲン

ジエームス アイルランド クレイグ

大藏省財務局長

カイロ

ジョン チャールズ フィールズ

トロント大學教授

トロント

アントニオ フロレス デレムス

マドリッド中央大學教授

マドリッド

フィッシャー

實驗研究所員

ハルペンデン

フェルラン

前白國勞働省次官

バーゼル

アルマン ジュラン

ウブサラ大學教授

ブルッセル

リンデルス

ウブサラ大學教授

ウブサラ

代表員

(9)

(一) 政府代表者 (A、B、C順)

アルゼンチン

エンリコ ルイズ ダイナズ

瑞西駐在アルゼンチン公使

チェッコスロヴァキア  
埃及  
佛蘭西

カルロス プレビア  
ヴオイテック スターネ  
モハメッド アブデル カアレック ハッスチ  
レオン ベルナール  
リュシアン マルク

國際農事協會附アルゼンチン常置代表者  
在羅馬チエッコスロヴァキア公使館附外交  
官補  
在羅馬埃及公使館書記官  
巴里大學教授

日本

長谷川 越夫  
岡本 武三

在羅馬日本大使館參事官  
內閣統計局長

モナコ  
和蘭

吉阪 俊藏  
グーヂェー  
メトルスト  
フレック

在羅馬モナコ公使  
人口問題研究委員會會長

ペル  
羅馬尼亞

ルイ ラタナ クーデー  
サビン マヌイラ

マアーンソールド精神病院附  
在羅馬駐在ペル公使館附書記官  
羅馬尼亞國勢調查部長

カリアリ大學  
カイロ大學

ラファエレ チアスカ教授。ジャコモ タウロ教授  
モハメッド アワド モハメッド

(二) 大學、官廳及學術團體代表者

劍橋大學  
壽府大學  
漢堡大學

ロナルド エイルマー フィッシャー教授  
リープマン ヘルシュ教授。ユーージェーヌ ピタール教授  
ブラウエル教授

クラカウ大學  
ローザンヌ大學  
ライプチヒ大學

アダム クルツィ ザノブスキー教授  
バスクアレ ボニンセニ教授  
ヴルツブルガー教授

ミューンヘン大學  
ニーメゲン大學  
牛津大學

ズーデンホルスト教授  
ラアジメーカー教授  
カール サウンダース教授

巴里大學

レオンベルナル教授。ウワリード教授  
リन्दルス教授

フリドリック ウィルヘルム  
大學(柏林)  
伊太利ファシスト衛生協會  
(ナポリ)  
人口問題研究アルゼンチン  
委員會(ブエノスアイレス)  
人口問題研究佛蘭西委員會  
(巴里)  
地學委員會  
(フイレンツエ)

オイゲン フィッシャー教授。アルフレッド グロトヤーン教授  
アルベルト ボッティ  
カルロス プレビア。カルロス エチ バレボルダ  
レオン ベルナル教授。リュシアン マルク教授  
アントニオ トニオロ教授

- 獨逸遺傳學會(伯林)      ゴールドシュミット教授
- 獨逸移民調査中央本部      フーゴー    グローテ。ブッセ  
(ライプツヒ)
- 伊太利アクチュアリ會      バオロ    メドラギ教授。フランチェスコ    バオロ    カンテルリ教授。  
(羅馬)
- 經濟及統計研究猶太教學部      リュイジ    アモロリ教授  
(伯林)
- 欽定人類學研究所(倫敦)      ヤコブ    レツチンスキー
- 伊太利保險協會(羅馬)      プロニスラフ    マリノアスキー教授
- チェッコスロヴァキア      リュイジ    アモロリ教授
- 中央統計院      アントニン    ボハック
- 希臘統計局      ミシャロプーロス

### 國際人口問題研究會議議題

#### 第一部 生物學及優生學

- 一 出生率の減少に影響を與ふる生物學的要素 (報告 二 論文 四 計 六)
- 二 不 妊 (報告 二)
- 三 血族結婚の民勢的及遡源的影響 (報告 二 論文 一 計 三)
- 四 各民族の營養状態と肉體的及精神的特徴との關係 (報告 四 論文 二 計 六)
- 五 長 壽 (報告 一 論文 一 計 二)
- 六 人種に對する戰爭の影響 (報告 二 論文 二 計 四)
- 七 出生率と知能との關係 (報告 三)
- 八 人口問題と遺傳問題との關係 (報告 一)
- 九 性的淘汰 (報告 一 論文 三 計 四)
- 十 其の他 (論文 八)

#### 第二部 人類學及地理學



- 報告 四十三 論文 十三 計 五十六
- 一 人種の混合 (報告 五)
- 二 大家族の兩親に關する測身的及體質的調査 (報告 二十二—全部イタリヤ文)
- 三 一地方人口の肉體的及精神的特徵の永續性 (報告 二)
- 四 各國民の形態學的及病理學的特徵 (報告 三)
- 五 體質及受胎力 (報告 五)
- 六 體質及死亡率 (報告 三)
- 七 田舎住宅の諸型 (報告 一)
- 八 血緣群の地理的分布 (報告 一)
- 九 主として人口問題に關する人類學的及優生學的博物館建設案及其の目的 (報告 一)
- 十 其の他 (論文 十三)

第三部 醫學及衛生學

- 報告 十二 論文 十四 計 二十六
- 一 幼兒死亡 (報告 ※四)

※本研究總裁柳澤伯爵の提出せられたる「日本帝國に於ける五歳以下幼兒の死亡に關する統計的  
究」と題する報告は此の部に編入せられたり

- 二 熱帶及寒帶地方に於ける白人種發展の可能性 (報告 三)
- 三 現時の傳染病 (報告 二)
- 四 或種の死因に由る死亡率の統計的增加の要素 (報告 二)
- 五 疾病と都市人口の發展 (報告 一)
- 六 其の他 (論文 十四)

第四部 人口統計

- 報告 三十二 論文 二十七 計 五十九
- 一 大都市に於ける移住民及土着民の婚姻率 (報告 二)
- 二 各種社會的階級の婚姻率 (報告 三)
- 三 人口増加に及ぼす嬰兒殺及墮胎の影響 (報告 一 論文 六 計 七)
- 四 集團移住 (報告 一)
- 五 未開民の人口統計 (報告 七 論文 六 計 十三)
- 六 人口増加豫測 (報告 五 論文 一 計 六)
- 七 戰爭の人口統計的法則 (報告 一 論文 一 計 二)
- 八 人口自然増加の主要なる內的要素の相互關係 (報告 二)
- 九 猶太民族の人口統計 (報告 五 論文 一 計 六)

十 人口統計的現象の月別變化 (報告 三 論文 一 計 四)  
十一 其の他 (報告 二 論文 十一 計 十三)

第五部 社會學

報告 三十二 論文 八 計 四十

一 家族の進化 (報告 四)

二 宗教別出生率 (報告 七)

三 社會階級別出生率 (報告 六 論文 三 計 九)

四 多産家族 (報告 五)

五 産兒制限の意義 (報告 二)

六 人口の發展に及ぼす立法の影響 (報告 三 論文 一 計 四)

七 人口の總死亡率と世界諸國に於ける被保險者の死亡率との關係 (報告 一)

八 其の他 (報告 四 論文 四 計 八)

第六部 經濟學

報告 三十二 論文 十一 計 四十三

一 人口統計及勞働問題 (報告 一 論文 二 計 三)

二 富と人口との相互關係 (報告 七)

三 國內移住 (報告 五 論文 三 計 八)

四 國際移住 (報告 四 論文 二 計 六)

五 山岳地方に於ける住民の減少 (報告 六 論文 一 計 七)

六 饑 饉 (報告 三)

七 人口過剩問題 (報告 二)

八 財政と人口統計 (報告 二)

九 其の他 (報告 二 論文 三 計 五)

第七部 歴史

報告 十七 論文 十八 計 三十五

一 人口の計數的發達 (報告 九 論文 十二 計 二十一)

二 歴史に現はれたる傳染病 (報告 三 論文 一 計 四)

三 「マラリヤ」と古羅馬の人口減退 (報告 二)

四 其の他 (報告 四 論文 五 計 九)

第八部 方法論

報告 十一 論文 三 計 十四

一 受胎力の測定 (報告 一 論文 一 計 二)	
二 同種婚姻の測定 (報告 一)	
三 人の貨幣價值 (報告 二)	
四 人口密度地圖製作法 (報告 二 論文 一 計 三)	
五 一國の人口中心及重心の測定 (報告 四)	
六 相對關係の測定 (報告 一)	
七 其の他 (論文 一)	
總計	
提出せらるべき報告	一九七
提出せらるべき論文	一一五
計	三二二

(本年九月七日より十日に至る四日間伊太利國羅馬市に開催せられたる國際人口問題研究會議に加入の結果、先方より通報に接せるに依り茲に大略を報導し次號に於て必要なる事項を詳報すべし………高 興濂記)

### 第二十回國際統計協會會議彙報

柳 澤 保 惠

(此處に掲ぐるものは柳澤總裁宛國際統計協會本部より送付し來れる會議速報 (Bulletin Quotidian) 及び其他の文献を參酌して解説執筆せられたるものにして今回のマドリッド會議の要領は之を以て盡されたりと信す……編輯)

#### (一) 會議議題の追加

第二十回國際統計協會會議議題は本季報前號に掲載せるが其後の異動を左に掲出す

- 第一部 人口統計 新提出 七
- 五 ウイルコックス氏提出「北米合衆國一ヶ年移入民數に關する法律」の次に同氏提出の「米國憲法第十八回改正案廢止に關する輿論のアンケート」追加せられたり
- 第二部 經濟統計 新提出 六
- 六 シミアン氏提出「生産費の要素としての賃銀」は同氏の報告と變更せられ且つ左の二題新に追加せられたり
- 十一 クレイグ氏提出

消費及在庫品統計

十二 ビニカルキエヴィッチュ氏提出

農事勸業銀行の統計事務

第三部 社會 統計 報新提出告六

七 ジニ氏提出・犯罪統計はジニ氏及スバラランツァニ兩氏の連名提出となり末尾に

十 ジウステイ氏提出

伊太利農家單記票新形式

追加せられたり

(二) 會議及饗宴日程

昭和六年

九月十四日(月曜日)

午後八時 勞働省へ會員及招待員集合

午後九時 勞働大臣主催夜會

九月十五日(火曜日)

午前十時 開會式(司會者 西國大統領、發言者 マドリッド市長・準備委員會代表者・國際統計協會

會長・大統領)

午前十一時 會員總會(各部部长・副部长決定、會計検査員決定、會員選舉、名譽會員推薦等)

午後三時 各部會

午後六時 外務大臣主催接見會

九月十六日(水曜日)

午前十時 各部會

午後三時 各部會

午後五時 バルド宮殿見學

午後六時半 西班牙銀行主催接見會

九月十七日(木曜日)

午前九時 トレド見學及午餐

午後六時半 會員總會(規約改正の件)

午後十時 エスパニョル劇場觀劇

九月十八日(金曜日)

午前十時半 會員總會(規約改正の件つき)

午後三時 會員總會(規約改正の件つき、議論百出終に次回の通常會議へ持越す事となる)

午後六時 海軍大臣主催茶會

午後十時 マドリッド市長主催夜會

九月十九日(土曜日)

午前九時 エスキュリアル僧院見學

午後一時 歸途シチリア モリネ料理店にて午餐

午後六時 一般總會(各部長の報告及決議確定)

九月二十日(日曜日)

午前十時 一般總會(會計検査員報告、役員選舉、次回會議地決定、閉會式等)

午後二時 地理地籍統計研究所見學

午後九時 バラス ホテルにて送別晚餐會

因に會議は上院に於て開催せられたり

(三) 同伴婦人に對する歡迎日程

九月十五日(火曜日)

午前十一時 市内見學

九月十六日(水曜日)

午前十時 ブラード美術館見學

九月十八日(金曜日)

午前十時 舊王宮見學

九月十九日(土曜日)

午後六時 フェンテラルレイナに於ける茶會

九月二十日(日曜日)

午後六時 リセウム俱樂部に於ける茶會

(四) 會議後バルセロナ市見學順序

甲 班

九月二十一日(月曜日) 午前九時四十分

マドリッド發

九月二十一日(月曜日) 午後十一時十三分

バルセロナ着

一泊

乙 班

九月二十一日(月曜日) 午後八時二十分

マドリッド發

(汽車中一泊)

九月二十二日(火曜日) 午前九時二十七分

バルセロナ着

九月二十二日(火曜日)

午前十一時 カタルニア廣場のコロン ホテル前に集合し用意の自動車にて市中見學

午後五時 市長の接見會(市廳舎見學、茶菓の接待) 博覽會見物(噴水及點火の夜景)

九月二十三日(水曜日)

午前九時 カタルニア廣場のコロン ホテル前に集合し用意の自動車にてモンセルラ見學  
 午後一時 モンセルラにて午餐  
 午後八時 カタルニア總督府長官の接見會  
 以後任意歸途に就く

(五) 會議概況

(イ) 總說

昭和五年の東京會議後一ケ年目即ち昭和六年九月十四日より二十日に至る七日間マドリッド市に於て第二十回會議開かれ、廿一日出發バルセロナに到り廿二日及廿三日の二日間同市の見學をなし解散せり今其大要を敘述す。  
 マドリッド會議の件は昭和四年秋ワルツウィー會議の際決定せしものなるが當時は上に皇帝あり今回は上に大統領あり國體は全く異なりしも統計會議に對する尊敬は毫も異ならず大統領アルカラ ザモラ氏自ら名譽委員長となり次に内閣員を始めとして社會的地位の高き人々若干名名譽委員となり此外準備委員會創立せられ専門家若干名此に參與し猶先例により朝野の貴婦人若干名を以て婦人歡迎委員を組織し會議參列者の同伴婦人の接待に努めたり。  
 會議の時間は從來は午前・午後共大體二三時間位とし之を開會式・會員總會・一般總會・各部會及び閉會式に充てたるも今回は多年の懸案たる規約改正問題を上程せるため多くの時間を會員總會に費したるが他の振合は従前通りなりしなり、又各種の饗宴・觀劇・旅行等大低前例に異ならざりき(前項參照)

(ロ) 開會式

九月十五日午前十時上院議場に於て開會式舉行せらる、先づ西班牙共和國政府大統領アルカラ ザモラ氏司會のもとにマドリッド市長ベドロ リマ氏は立ちて今回の會議參加のため集れる斯界の碩學を革命後人心安堵せる時期に迎るの喜を述べマドリッド市會及市民の名に於て歡迎の辭を述べ、次で地理地籍統計研究所長ホノラト デカストロ氏は準備委員會を代表し協會會議の益々國際的效果を擧げられん事を望み共和政府が愈々マドリッド及びバルセロナ兩大學に數理統計の課目を加へたる時に當り殊に第二部及第三部の論議は西班牙に取りて大に益する處あらんと述べ猶革命に際し流言蜚語の流布せらるゝ事多きにも拘らず快く來會せられたる事に對し深く謝意を表せり、次で協會長ドゥラト ウール氏は發言し先づ政府に對し禮辭を述べ大統領の臨席に對し敬意を表し會議準備及接伴事項等に對する遺憾なき措置に付謝辭を述べ次で協會關係の重要事項人事の異動等に就き詳細なる報告をなせり。  
 最後に司會者たるアルカラ ザモラ大統領は發言し統計の重要性に就き一言し歡迎の辭を述べ第二十回國際統計協會會議の開會を宣し開會式を終る。

(ハ) 會員總會

「其一」

會長の發議を承認し例の如く三種の部會を設定し各部部长及副部长を定むる事左の如し

第一部 人口統計

第二部 經濟統計

部長	コラード ジニ氏 (伊)
副部長	長谷川 越夫氏
	ヴァンデルロス氏 (西)
	ウイルコックス氏 (米)

部長	(1) リュシアン マルク氏 (佛)
副部長	パウ レイ氏 (英)
	(2) ジェンセン氏 (丁)
	ヴェライン スチュワルト氏 (蘭)

第三部 社會統計

部長	アルマン ジュラン氏 (白)
副部長	フォン フェルナー氏 (匈)
	ヒルトン氏 (英)
	シミアン氏 (佛)

(1) 協會幹部は始め第二部長にコルソン氏(佛)を委嘱せんとせしも同氏は旅行中發病し参加不可能となりしに依る。

に依る。

(2) 幹部はヤーン氏(諸)に第二部副部長の一人たらん事を希望せしも同氏は之を辭しジェンセン氏(丁)を推薦せるに由る。

次で會長の發議を承認し會計検査員としてリッダ(諸)及シミアン(佛)兩氏選定せらる。

會員候補者の内フレシェー・ミチヤイコフ・スクジエネックの三氏は先般の投票に於て絶對多數を得たるも規定の票數に達せざりしに依り今回再選舉を行ひたる處何れも定規數を得たるを以て當選と確定せり。

次に協會幹部の意向として會長は此際柳澤を名譽會員に推薦の議を計りし處ヤアン(諸)・ジニ(伊)・ピエトラ(伊)の三氏は規約改訂後に決定する事可ならんと述べ、ユベール(佛)・ルソアル(白)・ボレル(佛)の三氏は之に反し直に推薦するも何等差支へなき事を述べ又ヴェライン スチュアルト(蘭)・フォン フェルナー(匈)の兩氏は直に名譽會員選舉に移らん事を求めたり。

結局ギンチャールド氏(瑞典)の動議に依り直に選舉するや否やの採決に移りし處ヤアン氏等の主張は少數(十一對二十七)にて敗れ直に選舉に移りたるに柳澤は滿場一致拍手の下に名譽會員に推薦せられたり

次で一八八五年乃致八六年以來の會員即ちイリー(米)・ラフリン(米)・フォルデッチュ(匈)・ステイグ(獨)の四氏に對し祝狀を送付する事を決し散會せり。

「其二」

本會議中最も注目に値するは本協會規約改正案提出の件なり、本問題は先年來有力なる會員の提唱に係り過般ワル

ソヴィエト會議の際提出せられ討議の末規約改正委員會組織せられヤーン氏(諾)を委員長となせしが同氏は兼て會員に配布されたる特別委員會提出の成案に就き詳細なる説明をなせり、今次に其大意を紹介す。

委員會は二回開かれたり、第一回委員集合後各會員に宛規約改正に關し各自の意見を求めたる處百十四人の會員より答案を得たり但し其内二十六名は差したる意見を表示せず八十八名のみ種々の提議を發表せり、第二回の委員會に於ては此等を主題とし猶特別委員の意見を加へ種々參酌して委員長は報告書を編纂する事となりしも會員の返答多岐多様に互り其統一に困難を感じ如何にしても一括歸納し難きも先づ特筆すべき分は左の六點に歸す。

—以下「」内の文字は筆者の見解—

い、協會又は常設事務局を條約に由り設立する國際機關と變更するの案(目下の狀勢にては不可能の提案にして從て賛成者少なし)

ろ、國際聯盟との連絡案(過去に於て交渉あり但し之を否とする説と可とする説あり)

は、國際統計事業整備の爲め一國際會議召集案(此は本協會の關する所にあらず、強て云はゞ國際聯盟に發言權あらん)

に、國際統計協會の事業は將來に於て全く獨守の立場に於て純理的方面に活動する案(此說相當に有力なり筆者は之を維持す、今回の修正案に此事あり)

ほ、協會事業の活動を從來より擴大するの案(今回の修正案に此意味含まる)

へ、新種會員追加設定案(此案は賛成す、今回の修正案に此事あり)

以上は先づ總括的の主題に當る可きものにして次は特殊問題の考察に關する提議なり其主要なる一二を云へば會議日程決定に新方法採用のこと具體的に云へば協會本部の事業報告を各會議毎に提出せしめ之を討議せんとす(從來事業報告は單に文書報告に過ぎざりしを改めて議題となし上程せしめんとする者にて他に例多し)。

又會員の學術的論文及會員所屬の國に於ける統計機關の行事・各種統計調査に關する報告・國際統計比較等協會發行の月報に掲載する範圍を廣め編纂委員を新設せり又從て規約中の或る箇條削除或は新箇條挿入等修正の箇條相當にあり此等一々叙述せざるも委員會の多數は本協會の構成に對し急激なる變更を加へず時勢の進運に適應する修正案に止めたり、先づ會員に關する分を少しく敷衍せんに現在會員は正會員及名譽會員の二種より成る、此等の會員中會務に熱心なる輩もあり之に反對の人物も居る此邊篤と考慮の必要あらん詳言せば本會の事業に興味を有せず從て本會議に永年出席せずして單に會費を納入する會員も少からず又統計官廳の首腦者たるが故に選舉せられ轉任又は退職後は毫も本協會の事業に共鳴する事なく會費のみを支拂ふ會員亦相當にあり、此等の非活動的會員依然として會員に列り居るが爲め新會員の入選を不可能ならしむ(註、現協會規約第四條中に「正會員の數は二百名を超ゆるを得ざるも必ずしも此數に達するを要せず、又名譽會員は正會員の定數の十分の一を超ゆるを得ず」又第六條に「一國又は一聯邦國の會員數は當選會員總數の五分の一を超ゆるを得ず、又其國々の名譽會員も全名譽會員總數の五分の一を超ゆるを得ず」、由て通常會議に四回引續き參加せざる正會員は會員たるも投票の數に加ふるを得ず之を定員外とす〔體のよき除名に同じ〕但し罕には名譽會員となす事を得加之一國の定員數を低下し二百名の會員定數に對し二十五名となすとの修正



案現はれ委員會の容るゝ所となれり「協會事業に不熱心なる會員を正會員より除外するは可なるも名譽會員に推薦するを得るが如きは非理の甚だしき者なり、但し一國の定數低下は差支へなからんと思はる」。次て新種會員即ち團體會員追加の議通過せり本案は官府統計機關・學會及び其他の特殊團體を團體會員として入選せしむるものにして本協會に取りては現今以上の大なる實益を生ず可し現在に於ては少數國民の使用する言語の國人或は斯學に堪能なる學者と雖何等の理由もなく屢々協會會員に當選の機會を失する事あり之に反し協會會員中多數を有する國に屬するが故に會員に選ばれ又は會員中に多くの知己を有するが故に統計界と縁故を有せざる人など容易に會員となる場合あり、新方法の目的とする所は會員として最も適當なる人物中より入選せしむるにあり此邊を考慮し今回選舉委員を新設せり。

次に協會幹部選舉に關する改正案に就いては獨占的傾向を避くる趣旨を明に表明せり、從來協會幹部選舉に際し諸國間に多少競争めきたる事實あり或は協會幹部に列せんが爲め副會長の數を増さんとせし事あり去り乍ら協會は純然たる獨守の國際的學術團體にして國際聯盟或は是に類似する團體とは全く成立を異にす從て協會幹部の選舉に關して競争など起る可きものにあらざされど内國的にせよ國際的にせよ學術關係の團體に於ては時々幹部の變更を可とし新人を以て幹部たらしむる事は時勢に適應するものなり由て此度の簡條修正中幹部勤務の期限を付せり（註、諸國の學界に此例多し）。

次は協會發行各種の出版物内容の改善に關する件なり、本問題は多數會員の返答中に唱へられたるものにして其範圍内容等に就いては從來より議論ありたるが今回亦強く主張されたり、結局本協會の出版物は國際聯盟及國際勞働事務局の出版物と重複せざる様留意す可しと云ふに歸着せり。

次て協會月報所載の内容に關し種々の希望出でたるが就中會員の多數は統計表の掲載の外に論評をも加へ又時には諸國の雜誌に掲載せられたる資料の報告をも入るゝ要あり加之各國に於て施行の統計的調査及研究を普及せしむる實際的機關雜誌の必要を論じ又本月報中には本協會會議に提出せられたる報告及論文の討論を轉載するも可なりと主張せるもあり云々。

委員長の報告終り發言者の時間を十分間と定めたる後質疑・意見の陳述に移れり。

第一番に發言せるは新會長ツァーン氏にして會員多數の意見の歸着點の委員會案に添はざる旨を説き缺席者必ずしも非活動者に非ず種々の事情の伴へるを指摘し名譽會員の意義を明にし協會幹部交迭の繁多の避く可き所以を述べ特に和蘭政府後援の巨額にして財政不安の憂なからしめたる恩恵に論及し編纂委員及選舉委員等の提案に對する反對意見を述べ、右に對する賛成論に續き反對論現はれ次て決定に關する動議出で或は質問打切り説或は逐條審議説或は延期説等續出し收拾す可らざる場面を呈せしが二日間に互れる論議の結果本會議に於ては審議の時間乏しく加之會員大多數の意向の不判明・少數者の意見尊重過大等出席會員の腦裏に深く印せしものと見へ結局左の決議に異議なくして會員總會を終れり。

#### 決 議

總會は規約改正問題を次回通常會議の日程に上程すべき事に決す、本協會は次回通常會議開會三ヶ月前に協會會員に宛委員會報告及マドリッド會議の討論に對する幹部の意見を通報すべし。

幹部は右通報に關し會員の所見の發表を懇請すべし且つ次回會議前此等意見の原文をも會員に配布すべし。

(ニ) 部會及一般總會

過去の會議に於て特別委員附託となりたる各種の提案は其の數實に廿有五に達す、其の内他の國際團體と合同し所謂混成委員會を作り今回報告に接したる議題は一種に過ぎず他十四種の問題は本協會特別委員より報告せられたり。(報告者の缺席又は問題未解決のため本會議に上程せられざりしもの十種) 今回新に提出せられたる問題は十七種に及び是等は部會及一般總會に上程せられたるが其記事及決議は適當なる機會に於て大要を紹介する事とし茲に省略するも其一般總會に於ける役員選舉と次回會議地決定の件等は速報を必要と認め、次に便宜敘述す。

大正十二年來、四期(八ヶ年間)に互り會長の重任に當り客年東京會議の際勳一等旭日大綬章を贈與せられたるアルベール ドラトール氏(佛)は今改選に際し斷然重任の意志なき旨發表せしに依り會員は乍遺憾同氏の再選舉を斷念し有力者は寄り寄り内談の結果、種々の運動行はれたるも結局副會長の一人にして故參のフリードリヒツァーン氏(獨)會長に當選し尙ミシエル ユベール氏(佛)新に缺員となれる副會長の一員に當選せり今左に役員表を掲ぐ

會 長 獨逸聯邦バイエルン國統計局長官

ミュンヘン大學名譽教授

フリードリッヒ ツァーン氏 (新任)

副會長 米國コルネル大學教授

ウォルター フランシス ウイルコックス氏 (重任)

同 前白耳義國工勞社會省次官

アルマン ジュラン氏 (重任)

同 佛國統計局長

ミッシェル ユベール氏 (新任)

事務總長 和蘭國統計局長

國際統計協會常設事務局長

ヘンリー ウイレム メトルスト氏 (重任)

會計監督 英國倫敦大學教授

アーサー リオン バウレー氏 (重任)

次で新會長ツァーン氏の提議に依りドラトール氏を滿場一致名譽會長に推薦せり。

次回昭和八年會議開催地に關しては既に在海牙墨西古公使館より會長宛に一九三三年メキシコに會議開催の議を出て猶メキシコ政府は會員五十名に限り旅費を支給する旨の通報ありしを以て會長は冒頭其報告をなせり。

次にパウレイ氏(英)は欽定統計學會(倫敦)の百年祭に際し一九三四年倫敦に會議開催の希望を述べ、東京會議の先例に依りメキシコ會議を臨時會議となすも差支へなからんと主張せり次で墨國代表ボルクケツ氏は立ちてメキシコ政府及一八三三年四月創設せられ亞米利加に於ては最古、世界中にては三番目の古き歴史を有するメキシコ地理統計協會の招待の議を説明し猶各國大學の希望に依り一九三三年九月その百年祭を舉行する事に決せるが時あたかも第二十一回會議を開催すべき年に當れるを述べ。

マドリッド開催第二十回國

	(國順ハ佛蘭西名 A. B. C 順)	會 員		
		政府代表	個 人	計
1	獨逸	—	4	4
2	亞爾然	—	—	—
3	埃地	—	—	—
4	白耳	2	(1) 1	3
5	伯刺西	—	—	—
6	中華民	—	1	1
7	コスタリ	—	—	—
8	丁埃	1	—	1
9	埃及	2	—	2
10	西北	(2) 1	2	3
11	米合衆	1	—	1
12	佛蘭西	7	5	12
13	大不烈顛	1	(5) 2	3
14	希匈	1	—	1
15	伊牙	2	—	2
16	日墨	3	2	5
17	日墨	1	—	1
18	日墨	1	—	1
19	諾和	1	1	2
20	波和	2	1	3
21	波和	1	1	2
22	葡葡	—	—	—
23	瑞瑞	3	—	3
24	瑞瑞	—	—	—
25	チエッコスロヴァキ	1	—	1
26	土耳古	—	—	—
27	ウ ル ガ イ	—	—	—
28	ユーゴ・スラヴィ	1	—	1
計		32	20	52

(1) 國際農事協會代表 (2) 兼グアテマラ政府代表  
 (4) 内一人は西班牙國外務省代表 (5) 内一人は國際勞

際統計協會々議參列員表

招待員			計		
政府代表	個 人	計	政府代表	個 人	計
—	—	—	—	4	4
1	—	1	1	—	1
2	—	2	2	—	2
—	—	—	2	1	3
1	—	1	1	—	1
1	—	1	1	1	2
2	—	2	2	—	2
—	—	—	1	—	1
1	—	1	3	—	3
—	(3) 37	37	1	39	40
—	(4) 1	1	1	1	2
1	2	3	8	7	15
—	1	1	1	3	4
—	—	—	1	—	1
—	2	2	2	2	4
—	5	5	3	7	10
—	—	—	1	—	1
3	—	3	4	—	4
—	—	—	1	1	2
—	1	1	2	2	4
—	—	—	1	1	2
3	—	3	3	—	3
—	—	—	3	—	3
1	2	3	1	2	3
2	1	3	3	1	4
1	—	1	1	—	1
1	—	1	1	—	1
—	1	1	1	1	2
20	53	73	52	73	125

(3) 内一人は國際農事協會代表  
 働局代表

右に關し種々討論の末昭和八年臨時會議として次回會議をメキシコに開催する事に決定し猶通常會議の場所及年次に關しては幹部に於て機宜の處置を執る事に決したり。  
 此外會計検査員の報告、柳澤の祝電報告あり閉會式は先例通り最後に行はれたるが會長は各方面の同情及努力に對し一々禮辭を述べ會員代表としてヒルトン氏(英)は會長に對し謝辭を述べ終に會長は會長就任中の交誼を謝し閉會を宣せり時に九月二十日午後零時四十分。

### 國際死因及疾病分類（一九二九年協定）

「抑も國際死因及疾病分類は西曆一八五三年ブルッセルに於ける第一回國際統計會議（國際統計協會會議の前身にて全く別種の會議なり）にマルク デスピース、ウィリアム ファール兩氏の提議ありたるに基き一八五五年巴里に於ける其第二回會議に「世界諸國に適用すべき統一せる死因分類」の提出せられたるを以て濫觴となす、後一八九一年即ち我が明治二十四年維那開催第三回國際統計協會會議に於て佛國會員エミール シェイソンの提議に據り死因分類を作成する委員會始めて組織せられ明治廿六年（一八九三）市俄古開催第四回會議の際佛國會員ジック ベルチオン氏報告員として其疾病分類に關する三案を提出したり之所謂ベルチオン氏分類の基礎なり之に對し瑞西國會員ルイ ギョーム氏は疾病分類の國際比較を確實並に容易ならしむる爲め該三案を其儘採用すべきことを發議し可決を見たり而して西大陸に於ても明治卅年（一八九七）アメリカン バブリック ヘルス アソシエーションが合衆國・加奈陀・墨西哥の統計當事者に對しベルチオン氏死因分類を採用する事を提議し尙ほ翌明治卅一年（一八九八）同分類は爾來十ヶ年毎に改訂さるべき事を希望せし事あり此等起因となりて明治卅二年（一八九九）クリスマスチャニア開催第七回會議（柳澤總裁始めて政府代表として參列）の際ベルチオン氏分類案に就きこれを十ヶ年毎に訂正すべき方法を採用する件決議せられ終に明治卅三年（一九〇〇）佛國政府主催巴里に於て是に關する第一回會議開催せられ爾來十年毎に國際死因及疾病分類改訂會議開かれ（第二回明治四十二年（一九〇九）、第三回大正九年（一九二〇）、孰れも佛國政府主催、毎回巴里開催）其第四回會議は昭和四年（一九二九）十月十六日より佛國政府主

催の下に巴里に開催左に掲ぐる如く協定せられたるものなり、本邦に於ては右第三回巴里會議の結果に基き内閣統計局に於て帝國死因及疾病分類を定め中央統計委員會之を認め閣令となりて發布せられ現行し居るものなるが今回の第四回改訂に據り目下當局に於て検討中なれば來春頃改めて中央統計委員會に附議せらるゝ事となり近き將來其修正發表を見に至るべし、次に前記第七回會議後に於ける死因及疾病分類と國際統計協會との關係を絞れば明治廿六年（一八九三）協會内に設立せられたる衛生統計委員會を大正十二年ブルッセル會議の折再設し該分類修正の件を他の國際團體と共に協力決議し其第一回報告を委員長ユベール氏の名を以て大正十四年（一九二五）羅馬會議の際提出したりしが此際は決定事項の概要を絞べたるに過ぎず超へて昭和二年（一九二七）カイロ會議に至りユベール氏報告員として訂正案を提出して審議に附し再び昭和四年（一九二九）ワルソヴィー會議に於て討議の上採決を見たるに由り是等を主題として佛國政府の招集の下に第四回國際死因及疾病分類改訂會議開催せらるゝに至りたる次第なり」

（内閣統計局譯）

#### 第一 總括分類

- 一、傳染病及寄生蟲病
- 二、癌、其の他の腫瘍
- 三、レウマチス性疾患、榮養障礙、内分泌腺の疾患、

其の他の全身病

- 四、血液及血液造成器の疾患
- 五、慢性及アルコール中毒
- 六、神經系及感覺器の疾患

- 七、血行器の疾患
- 八、呼吸器の疾患
- 九、消化器の疾患
- 一〇、泌尿生殖器の疾患
- 一一、妊娠、産、産褥の疾患
- 一二、皮膚及皮下結締組織の疾患
- 一三、骨及運動器の疾患
- 一四、先天性畸形
- 一五、乳兒の疾患
- 一六、老衰
- 一七、外因死又は不慮の死
- 一八、不詳の死因

**第二 簡單分類** (括弧内の數字は詳細分類番號なり)

- 一、傳染病及寄生蟲病 (一、二)
- 二、發疹チフス (三)

- 三、痘瘡 (六)
- 四、麻疹 (七)
- 五、猩紅熱 (八)
- 六、百日咳 (九)
- 七、デフテリア (一〇)
- 八、流行性感冒 (一一)
- 九、ペスト (一二)
- 一〇、呼吸器の結核 (一三)
- 一一、其他の結核 (一四)
- 一二、微毒 (一五)
- 一三、マラリア (一六)
- 一四、其他の傳染病及寄生蟲病 (一七)
- 一五、癌、其他の腫瘍 (一八)
- 一六、良性腫瘍又は悪性、良性の別不明の腫瘍 (一九)
- 一七、レウマチス性疾患榮養障礙、内分 (二〇)

- 泌尿の疾患、其他の全身病
- 四、血液及血液造成器の疾患及
- 五、慢性及アルコホル中毒
- 一七、慢性レウマチス及痛風 (五七、五八)
- 一八、糖尿病 (五九)
- 一九、慢性又は急性アルコホル中毒 (七五)
- 二〇、其他の全身病及慢性中毒 (七六、七七)
- 六、神経系及感覺器の疾患
- 二一、進行性運動失調及全身麻痺 (八〇、八三)
- 二二、腦出血、腦栓塞又は腦血栓 (八二)
- 二三、其他の神経系及感覺器の疾患 (七八、七九、八一、八四―八九)
- 七、血行器の疾患
- 二四、心臟の疾患 (九〇―九五)
- 二五、其他の血行器の疾患 (九六―一〇三)
- 八、呼吸器の疾患
- 二六、氣管支炎 (一〇六)

- 二七、肺炎 (一〇七―一〇九)
- 二八、其他の呼吸器の疾患 (結核性を除く) (一一〇―一一四)
- 九、消化器の疾患
- 二九、下痢及腸炎 (一二九、一三〇)
- 三〇、蟲様突起炎 (一二一)
- 三一、肝臟及膽道の疾患 (一二四―一二七)
- 三二、其他の消化器の疾患 (一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二)
- 一〇、泌尿生殖器の疾患 (一三三―一三九)
- 三三、腎臟炎 (一四〇、一四五)
- 三四、其他の泌尿生殖器の疾患 (一四一―一四四、一四六―一五〇)
- 一一、妊娠、産、産褥の疾患 (一四一―一四四、一四六―一五〇)
- 三五、産褥性敗血症及産褥傳染 (一四一―一四四、一四六―一五〇)
- 三六、其他の妊娠、産及産褥の疾患 (一四一―一四四、一四六―一五〇)

- 一二、皮膚及皮下結締組織の疾患及
- 一三、骨及運動器ノ疾患
- 三七、皮膚、皮下結締組織、骨及運動器の疾患 (一五一—一五六)
- 一四、先天性畸形及
- 一五、乳兒の疾患
- 三八、先天性弱質、先天性畸形、早産等 (一五七—一六一)
- 一六、老 衰 (一六二)
- 三九、老 衰
- 一七、外因死又は不慮の死
- 四〇、自殺 (二六三—一七一)
- 四一、他 殺 (一七二—一七五)
- 四二、外因死又は不慮の死(自殺及他殺を除く) (一七六、一九八)
- 一八、不詳の死因

- 四三、不詳の原因又は不明の診断 (一九九、二〇〇)
- 第三 中間分類** (括弧内の数字は詳  
細分類番號なり)
- 一、傳染病及寄生蟲病
- 一、腸チフス及バラチフス (一、二)
- 二、發疹チフス (三)
- 三、痘 瘡 (六)
- 四、麻 疹 (七)
- 五、猩紅熱 (八)
- 六、百日咳 (九)
- 七、デフテリア (一〇)
- 八、流行性感胃 (一一)
- 九、赤 痢 (一二)
- 一〇、ペスト (一三)
- 一一、呼吸器の結核 (一四)
- 一二、其の他の結核 (二四—三二)
- 一三、微 毒 (三四)

- 一四、膿毒症及敗血症(産によるものを除く) (三六)
- 一五、マラリヤ (三八)
- 一六、寄生原蟲又は蠕蟲(ヘルミンテス)による疾患 (三九—四二)
- 一七、其の他の傳染病又寄生蟲病 (四、五、三、一五—三、三、五、七、四、四)
- 二、癩、其の他の腫瘍
- 一八、癩、其の他の悪性腫瘍 (四五—五三)
- 一九、良性腫瘍又は悪性、良性の別不明の腫瘍 (五四、五五)
- 三、レウマチス性疾患、榮養障碍、内分泌腺の疾患、其の他の全身病
- 二〇、急性關節レウマチス (五六)
- 二一、慢性レウマチス及痛風 (五七、五八)
- 二二、糖尿病 (五九)
- 二三、ビタミン缺乏症 (六〇—六四)

- 二四、甲状腺及副甲状腺の疾患 (六六)
- 二五、其の他の全身病 (六五、六七—六九)
- 四、血液及血液造成器の疾患
- 二六、悪性及其の他の貧血病 (七一)
- 二七、白血病、假性白血病並に其の他の血液及血液造成器の疾患 (七〇、七二—七四)
- 五、慢性及アルコール中毒
- 二八、慢性又は急性アルコール中毒 (七五)
- 二九、其の他の慢性中毒 (七六、七七)
- 六、神経系及感覺器の疾患
- 三〇、單純性腦膜炎 (七九)
- 三一、進行性運動失調 (八〇)
- 三二、腦出血、腦栓塞又は腦血栓 (八二)
- 三三、全身痲痺 (八三)
- 三四、早發性癡呆、其の他の精神病 (八四)
- 三五、癲 癇 (八五)

- 三六、其の他の神経系の疾患 (七八、八一、八六、八七)
- 三七、眼、耳及其の附属器の疾患 (八八、八九)
- 七、血行器の疾患
  - 三八、心囊炎 (九〇)
  - 三九、急性心臓内膜炎 (九一)
  - 四〇、慢性心臓内膜炎及瓣膜の障碍 (九二)
  - 四一、心筋の疾患 (九三)
  - 四二、冠狀動脈の疾患及狭心症 (九四)
  - 四三、其の他の心臓ノ疾患 (九五)
  - 四四、動脈瘤 (心臓の動脈瘤を除く) (九六)
  - 四五、動脈硬化及壊疽 (九七、九八)
  - 四六、其の他の血行器の疾患 (九九―一〇三)
  - 八、呼吸器の疾患 (一〇六)
  - 四七、氣管支炎 (一〇七―一〇九)
  - 四八、肺炎 (一一〇―一一三)
- 四九、肋膜炎 (一一〇)
- 五〇、其の他の呼吸器の疾患 (結核性を除く) (一一四、一〇五、一一一―一二四)
- 九、消化器の疾患
  - 五一、胃又は十二指腸の潰瘍 (一二七)
  - 五二、下痢及腸炎 (二歳未満) (一二九)
  - 五三、下痢、腸炎及腸潰瘍 (二歳以上) (一二〇)
  - 五四、蟲様突起炎 (一二一)
  - 五五、脱腸、腸管閉塞 (一二二)
  - 五六、肝臓硬化 (一二四)
  - 五七、其の他の肝臓及膽道の疾患 (膽石を含む) (一二五―一二七)
  - 五八、其の他の消化器の疾患 (一二五、一二六、二八、三三、三八、三九)
  - 一〇、泌尿生殖器の疾患 (一三〇―一三二)
  - 五九、腎臓炎 (一三〇―一三二)

- 六〇、其の他の腎臓、腎盂及輸尿管の疾患 (一三三)
- 六一、排尿道の結石 (一三四)
- 六二、膀胱の疾患 (腫瘍を除く) (一三五)
- 六三、尿道の疾患、尿浸潤性膿瘍等 (一三六)
- 六四、攝護腺の疾患 (一三七)
- 六五、生殖器の疾患 (花柳病性を除く) (一三八、一三九)
- 一一、妊娠、産、産褥の疾患
  - 六六、妊娠中の不慮の障碍 (一四一―一四三)
  - 六七、産による出血 (一四四)
  - 六八、産褥性敗血症及産褥傳染 (一四〇、一四五)
  - 六九、妊娠中毒 (蛋白尿、子癇等) (一四六、一四七)
  - 七〇、其の他の産による疾患 (一四八―一五〇)
  - 一二、皮膚及皮下結締組織の疾患
  - 七一、皮膚及皮下結締組織の疾患 (一五一―一五三)
  - 一三、骨及運動器の疾患
- 七二、骨及運動器の疾患 (結核性及レウマチス性を除く) (一五四―一五六)
- 一四、先天性畸形 (一五七)
- 七三、先天性畸形 (死産を含ます) (一五七)
- 一五、乳兒の疾患 (一五八)
- 七四、先天性弱質 (一五八)
- 七五、早産 (死産を含ます) (一五九)
- 七六、分娩による産兒の障碍 (死産を含ます) (一六〇)
- 七七、其の他の幼若乳兒固有の疾患 (一六一)
- 一六、老 衰 (一六二)
- 七八、老 衰 (一六二)
- 一七、外因死又は不慮の死 (一六三―一七一)
- 七九、自殺 (一七二―一七五)
- 八〇、他 殺 (一七六―一九四)
- 八一、不慮の傷害 (一七六―一九四)
- 八二、自殺、他殺、不慮の傷害の別不明の外因死

(一九五)  
八三、戰傷死(交戦者による非戦闘員の死刑を含む)  
(一九六、一九七)

八四、司法上の死刑  
(一九八)

一八、不詳の死因  
八五、不詳の原因又は不明の診断 (一九九、二〇〇)

第四 詳細分類 (縦線を附したるものは疾病分類のみに用ふ)

一、傳染病及寄生蟲病

- 一、腸チフス
- 二、バラチフス
- 三、發疹チフス
- 四、再歸熱
- 五、波狀熱
- 六、痘瘡
- (イ) 大痘瘡
- (ロ) 小痘瘡、アラストリム

(ハ) 上記の別不明のもの

- 七、麻疹
- 八、猩紅熱
- 九、百日咳

一〇、デフテリア

一一、流行性感胃

(イ) 呼吸器の疾患を伴ふもの

(ロ) 呼吸器の疾患を伴はざるもの

一二、コレラ

一三、赤痢

(イ) アメーバ性

(ロ) 細菌性

(ハ) 上記の別不明のもの又は其の他の原因によるもの

一四、ペスト

(イ) 腺

(ロ) 肺

(ハ) 敗血症

(ニ) 上記の別不明のもの

- 一五、丹毒
- 一六、急性脊髓前角炎及急性腦灰白質炎
- 一七、嗜眠性又は流行性腦炎
- 一八、流行性腦脊髄膜炎
- 一九、鼻疽及皮疽
- 二〇、悪性膿疱及炭疽(脾脱疽菌)
- 二一、狂犬病
- 二二、破傷風
- 二三、呼吸器の結核(氣管及氣管支の淋巴腺を含む)
- 二四、腦膜及中樞神経系の結核
- 二五、腸及腹膜の結核(腸間膜及後腹膜の淋巴腺を含む)
- 二六、脊椎の結核

二七、骨及關節の結核(脊椎を除く)

二八、皮膚及皮下結締組織の結核

二九、淋巴系の結核(氣管、氣管支、腸間膜及後腹膜の淋巴腺を除く)

三〇、泌尿生殖器の結核

三一、其の他の局部の結核

三二、傳播性結核

(イ) 急性

(ロ) 慢性

(ハ) 上記の別不明のもの

三三、癩

三四、微毒

(イ) 先天性

(ロ) 後天性

一、第一期

二、第二期



三、第三期

- (ハ) 上記の別不明のもの
- 三五、淋及其他の花柳病
  - (イ) 傳染による淋菌性疾患(眼炎を除く)
  - (ロ) 淋菌性眼炎
  - (ハ) 其他の花柳病
- 三六、膿毒症及敗血症(産によるものを除く)
  - (イ) 敗血症
  - (ロ) 膿毒症
  - (ハ) 瓦斯壞疽
- 三七、黄熱
- 三八、マラリア
  - (イ) マラリア
  - (ロ) マラリア悪液質
- 三九、其他の寄生原蟲による疾患(註)
- 四〇、十二指腸蟲病

四一、胞蟲囊腫

- (イ) 肝臟
  - (ロ) 其他の局部
- 四二、其他の蠕蟲(ヘルミンテス)による疾患(註)
- 四三、ミコルゼ
  - (イ) ミコルゼによる禿頭、白癬及黄癬
  - (ロ) 其他のミコルゼ
- 四四、其他の傳染病又は寄生蟲病(註)
  - 二、癌、其他の腫瘍
- 四五、口腔及咽頭の癌、其他の悪性腫瘍
- 四六、消化器及腹膜の癌、其他の悪性腫瘍
  - (イ) 食道
  - (ロ) 胃及十二指腸
  - (ハ) 直腸
  - (ニ) 肝臟及膽道
  - (ホ) 脾臟

三、レウマチス性疾患、榮養障碍、内分泌腺

- の疾患、其他の全身病
- 五六、急性熱性關節レウマチス
- 五七、慢性レウマチス、骨關節炎
- 五八、痛風
- 五九、糖尿病
- 六〇、壞血病
  - (イ) 小兒壞血病(バルロー氏病)
  - (ロ) 壞血病
- 六一、脚氣
- 六二、ペラグラ
- 六三、佝僂病
- 六四、骨軟化症
- 六五、粘液腺(腦下垂體)の疾患
- 六六、甲状腺及副甲状腺の疾患
  - (イ) 單純性甲状腺腫

- (ヘ) 腹膜
- (ト) 其他の臟器
  - 四七、呼吸器の癌、其他の悪性腫瘍
  - 四八、子宮の癌、其他の悪性腫瘍
  - 四九、其他の女子生殖器の癌、其他の悪性腫瘍
  - 五〇、乳房の癌、其他の悪性腫瘍
  - 五一、男子泌尿生殖器の癌、其他の悪性腫瘍
  - 五二、皮膚の癌、其他の悪性腫瘍
  - 五三、其他の臟器又は部位不明の癌、其他の悪性腫瘍
- 五四、良性腫瘍
  - (イ) 女子生殖器
  - (ロ) 其他の臟器
- 五五、悪性、良性の別不明の腫瘍
  - (イ) 女子生殖器
  - (ロ) 其他の臟器

- (ロ) 眼球突出性甲状腺腫
- (ハ) 粘液浮腫及クレチン病
- (ニ) テタニー
- (ホ) 其他
- 六七、胸腺の疾患
- 六八、副腎の疾患(アヂソン氏病)(結核性を除く)
- 六九、其の他の全身病
- 四、血液及血液造成器の疾患
- 七〇、出血病
  - (イ) 原發性紫斑病
  - (ロ) 血友病
- 七一、貧血病
  - (イ) 進行性悪性貧血病
  - (ロ) 其他
- 七二、白血病及假性白血病
  - (イ) 眞正白血病

- (ロ) 假性白血病
- 七三、脾臓の疾患
- 七四、其の他の血液及血液造成器の疾患
- 五、慢性及アルコール中毒
- 七五、慢性又は急性アルコール中毒
- 七六、其の他の有機物質による慢性中毒
  - (イ) 職業によるもの
  - (ロ) 其他
- 七七、礦物質による慢性中毒
  - (イ) 職業によるもの
  - (ロ) 其他
- 六、神経系及感覺器の疾患
- 七八、腦炎(流行性を除く)
  - (イ) 腦の膿瘍
  - (ロ) 其他
- 七九、單純性腦膜炎

- 八〇、進行性運動失調
- 八一、其の他の脊髄の疾患
- 八二、腦出血、腦栓塞又は腦血栓
  - (イ) 腦出血
  - (ロ) 腦栓塞又は腦血栓
  - (ハ) 半身不隨及其の他の原因不明の麻痺
- 八三、全身麻痺
- 八四、早發性癡呆、其の他の精神病
  - (イ) 早發性癡呆
  - (ロ) 其の他の精神病
- 八五、癲癇
- 八六、幼兒の搖擲(五歳未満)
- 八七、其の他の神経系の疾患
  - (イ) 舞蹈病
  - (ロ) 神経炎
  - (ハ) 震顫麻痺

- (ニ) 多發性腦脊髄硬化症
- (ホ) ヒステリー、ピチアチスムス、神經衰弱
- (ヘ) 其他
- 八八、視官の疾患
  - (イ) 結膜炎(トラホームを含む)
  - (ロ) 角膜炎
  - (ハ) 虹彩炎
  - (ニ) 白内障
  - (ホ) 網膜炎
  - (ヘ) 緑内障
  - (ト) 其他
- 八九、耳及乳嚙竇の疾患
  - (イ) 耳炎
  - (ロ) 其他
- 七、血行器の疾患
- 九〇、心囊炎

- 九一、急性心臓内膜炎
- 九二、慢性心臓内膜炎（瓣膜の障害を含む）
- 九三、心筋の疾患
  - （イ）急性心筋炎
  - （ロ）慢性心筋炎及心筋の變性
- （ハ）上記の別不明のもの
- 九四、冠狀動脈の疾患及狭心症
- 九五、其の他の心臓の疾患
  - （イ）心臓の機能的疾患
  - （ロ）其の他及上記の別不明のもの
- 九六、動脈瘤（心臓の動脈瘤を除く）
- 九七、動脈硬化（冠狀動脈の疾患を除く）
- 九八、壞疽
  - （イ）老人性
  - （ロ）其の他
- 九九、其の他の動脈の疾患
- 一〇〇、靜脈の疾患（靜脈瘤、痔疾、靜脈炎等）
- 一〇一、淋巴系の疾患、淋巴管炎等
- 一〇二、血壓の特發性異常
- 一〇三、其の他の血行器の疾患
  - 八、呼吸器の疾患
- 一〇四、鼻腔及其の附屬器の疾患
- 一〇五、喉頭の疾患
- 一〇六、氣管支炎
  - （イ）急性
  - （ロ）慢性
  - （ハ）上記の別不明のもの
- 一〇七、氣管支肺炎（毛細氣管支炎を含む）
- 一〇八、大葉性肺炎
- 一〇九、上記の別不明の肺炎
- 一一〇、肋膜炎
- 一一一、肺充血、肺浮腫、肺栓塞、肺楔狀出血及肺血栓

- 一一二、喘息
- 一一三、肺氣腫
- 一一四、其の他の呼吸器の疾患（結核性を除く）
  - （イ）慢性間質性肺炎（呼吸器の職業性疾患を含む）
- （ロ）其の他（肺壞疽を含む）
- 九、消化器の疾患
  - 一一五、口腔、其の附屬器、咽頭及扁桃腺の疾患（アデノイドを含む）
  - （イ）齒牙又ハ齒齦の疾患
  - （ロ）其の他の口腔及其の附屬器の疾患
- 一一六、食道の疾患
- 一一七、胃又は十二指腸の潰瘍
  - （イ）胃
  - （ロ）十二指腸
- 一一八、其の他の胃の疾患（癌を除く）
- 一一九、下痢及腸炎（二歳未満）
- 一二〇、下痢、腸炎及腸潰瘍（二歳以上）
  - （イ）下痢及腸炎
  - （ロ）腸潰瘍
- 一二一、蟲様突起炎
- 一二二、脱腸、腸管閉塞
  - （イ）脱腸
  - （ロ）腸管閉塞
- 一二三、其の他の腸の疾患
  - （イ）肛門の疾患及糞瘻
  - （ロ）其の他
- 一二四、肝臓硬化
  - （イ）アルコール性
  - （ロ）アルコール性として明示されざるもの
- 一二五、其の他の肝臓の疾患（黄色萎縮を含む）
- 一二六、膽石

- 一二七、其の他の膽囊及膽道の疾患
- 一二八、脾臓の疾患
- 一二九、原因不明の腹膜炎
- 一〇、泌尿生殖器の疾患
- 一三〇、急性腎臓炎
- 一三一、慢性腎臓炎
- 一三二、上記の別不明の腎臓炎
- 一三三、其の他の腎臓、腎盂及輸尿管の疾患（妊娠による腎臓の疾患を除く）
- (イ) 腎盂炎
- (ロ) 其の他
- 一三四、排尿道の結石
- (イ) 腎臓及上部排尿道の結石
- (ロ) 膀胱の結石
- (ハ) 説明なき結石
- 一三五、膀胱の疾患（腫瘍を除く）

- (イ) 膀胱炎
- (ロ) 其の他
- 一三六、尿道の疾患、尿浸潤性膿瘍等
- (イ) 尿道狹窄
- (ロ) 其の他
- 一三七、攝護腺の疾患
- 一三八、男子生殖器の疾患（花柳病性を除く）
- 一三九、女子生殖器の疾患（花柳病性を除く）
- (イ) 卵巣、喇叭管及子宮周囲結締組織
- (ロ) 子宮
- (ハ) 乳房
- (ニ) 其の他
- 一一、妊娠、産、産褥の疾患
- 一四〇、敗血症を伴ふ流産
- 一四一、敗血症を伴はざる流産（出血を含む）
- 一四二、子宮外妊娠

- 一四三、其の他の妊娠中の不慮の障碍（出血を除く）
- 一四四、産による出血
- (イ) 前置胎盤
- (ロ) 其の他の出血
- 一四五、産褥性敗血症及産褥傳染（流産によるものを除く）
- (イ) 産褥性敗血症及膿毒症
- (ロ) 産褥性破傷風
- 一四六、産による蛋白尿及子癇
- 一四七、其の他の妊娠中毒
- 一四八、産による白股腫、栓塞又は頓死（敗血性を除く）
- (イ) 白股腫及血栓
- (ロ) 栓塞又は頓死
- 一四九、其の他の産による不慮の障碍
- (イ) 正規分娩
- (ロ) 産による不慮の障碍

- (イ) 疾病には關せざるも、「正規分娩」は病院、妊婦收容所等に於ける收容人員の統計に必要なり
- 一五〇、其の他の又は上記の別不明の産による疾患
- 一二、皮膚及皮下結締組織の疾患
- 一五一、癩
- 一五二、蜂窠織炎、熱性膿瘍
- 一五三、其の他の皮膚、其の附屬器及皮下結締組織の疾患
- (イ) 禿頭
- (ロ) 疥癬
- (ハ) 其の他
- 一三、骨及運動器の疾患
- 一五四、急性傳染性骨髓炎
- 一五五、其の他の骨の疾患（結核性を除く）
- 一五六、關節及其の他の運動器の疾患
- (イ) 關節（結核性及レウマチス性を除く）

(ロ) その他の運動器

一四、先天性畸形

一五七、先天性畸形(死産を含みます)

(イ) 先天性脳水腫

(ロ) 脊椎披裂及脳ヘルニヤ

(ハ) 心臓の先天性畸形

(ニ) モンストルム

(ホ) その他

一五、乳兒の疾患

一五八、先天性弱質

(イ) 無病にして退院せし初生兒

(ロ) 先天性弱質

(疾病には關せざるも、「無病にして退院せし初生兒」は病院、妊婦收容所等に於ける收容人員の統計に必要なり)

一五九、早産(死産を含みます)

一六〇、分娩による産兒の障碍(死産を含みます)

(イ) 帝王切開術の記載あるもの

(ロ) 帝王切開術の記載なきもの

一六一、其の他の幼若乳兒固有の疾患

(イ) 肺膨脹不全

(ロ) 初生兒黄疸

(ハ) 鞏皮症及其他

一六、老衰

一六二、老衰

(イ) 老耄性癡呆を伴ふもの

(ロ) 老耄性癡呆を伴はざるもの

一七、外因又は不慮の死

一六三、固形又は液體毒物の嚥下又は腐蝕性物の吸収による自殺

一六四、有毒瓦斯による自殺

一六五、縊首による自殺

く

一八〇、火災による死

一八一、不慮の火傷(火災によるものを除く)

一八二、不慮の窒息

一八三、不慮の溺死

一八四、不慮の銃創(戦傷死を除く)

一八五、不慮の刃器又は刺器による傷害(戦傷死を除く)

一八六、不慮の墜落、轢壓及崩壊による傷害

一八七、天災

一八八、動物による傷害

一八九、饑渴

一九〇、沍寒

一九一、暑熱

一九二、雷撃

一九三、其の他の感電死

一九四、其の他の不慮の傷害

一六六、入水による自殺

一六七、銃器による自殺

一六八、刃器又は刺器による自殺

一六九、高所よりの飛降りによる自殺

一七〇、轢壓による自殺

一七一、其の他の自殺

一七二、乳兒殺(一歳未満)

(イ) 出産直後

(ロ) 其の他の一歳未満

一七三、銃殺(一歳以上)

一七四、刃器又は刺器による殺害(一歳以上)

一七五、其の他の殺害(一歳以上)

一七六、有毒動物の襲撃

一七七、食物による中毒

一七八、不慮の有毒瓦斯吸入

一七九、其の他の不慮の急性中毒(瓦斯によるものを除

- (イ) 異物
- (ロ) 脱臼(説明なきもの)
- (ハ) 挫傷(説明なきもの)
- (ニ) 骨折(説明なきもの)
- (ホ) 癩痕(説明なきもの)
- (ヘ) 其他
- 一九五、自殺、他殺、不慮の傷害の別不明の外因死
- 一九六、戦傷死
- 一九七、交戦軍隊による非戦闘員の死刑
- 一九八、司法上の死刑
- 一八、不詳の死因
- 一九九、頓死
- 二〇〇、不詳の原因又は不明の診断
- (イ) 不詳の原因又は不明の診断
- (ロ) 過勞
- (ハ) 詐病

(疾病には關せざるも、「詐病」は病院、療養所等に於ける收容人員の統計に必要なり)  
 一七六乃至一九五の別掲  
 一、鑛山及採石場に於ける災害  
 二、機械による災害  
 三、交通機關による災害  
 (イ) 鐵道及軌道  
 (ロ) 自動車、自動自轉車  
 (ハ) 其他の陸上交通機關  
 (ニ) 水上交通機關  
 (ホ) 航空機關

(註) 分類及統計表を尅大ならしめざるため三九、四二及四四項の下に若干の疾病を類別したり。然れ共各種の原因による死亡の數はこれを統計表の脚註として各別に示さざるべからず。

講 演

受刑者の嗜好別統計に就いて (上)

(昭和六年三月二十八日講演會)

阪 本 敦

司法省に於て受刑者の嗜好を調査する様になつたのは數年前帝國議會に於て柳澤總裁が當局者に注意せられた結果でもあらう。其後調査することとなり、昭和二年の事實を第二十九行刑統計年報に掲載し、それから引續き調査の上掲載することとしたものと見え、第三十行刑統計年報には昭和三年分が出て居ります。さて此の調査に就き本年の議會に於て柳澤總裁から其の後の顛末を當局者に質問せられたので、其の答辯と共に調査に使用する所のカード及び之に附屬した書類を送付して來たそうであります。即ち之が其のカードであります。其の種類は「受刑者入監小票」、「同出監小票」、「被疑者入監小票」、「同出監小票」、「刑事被告人入監小票」、「同出監小票」、「勞役場留置者入場小票」、「同出監小票」、「在監者懲罰小票」、「病者小票」、「乳兒入監小票及同出監小票」の一二種一枚であります。小票式で統計材料を蒐集するといふことは、其の正確を期する上にも、精密な統計を自由に作製し得る上にも、非常に便利なものであることは今更申す迄もないが、此の行刑局の如く各種の小票を用ひて製表して居る所は餘り聞か



歳以上の八種に分けてあるが、これでは八種の年齢級だけしか分らぬ、若しこれを「出生の年月日」を記入することとしたならば如何であるか、それは製表の際年齢別は此の八種に分けることゝ豫め定めてある故これではよいといふかも知れぬが、若し必要があつて之を五歳階級とするとか、場合に依りては一歳毎に分ける必要が出て来たならばハタと行きつまる、若しそれが出生の年月日を記入して置けば何時でも、如何に微細にでも年齢を分けることが出来る、例へば嗜好別の表で特に十八歳以下の少年囚を一歳別に見たい場合があるとすると、其の時に此の小票では到底それは出来ぬのである、此の年齢別は獨嗜好別の表ばかりでなく他の表でも必要を感じると思ふが、嗜好に就いては特に其の必要がある、といふのは嗜好別といふものは年齢に依り其の嗜好が漸々變化して來るものである、血氣のまだ定まらざる時は之を戒むるに色にあり、壯年になり血氣の剛なる時は之を戒むるに闘にあり、年老ひて血氣が衰いて來た時は之を戒むるに得るにありと孔子もいはれて居ります、此の程も柳澤總裁は少年囚の嗜好別統計を求めて居られたが、遂に得られなかつたのであるが、之を求められたといふことは即ち年齢に依つて嗜好に變化のある點を觀察せられやうとする爲ではなかつたかと想ふのであります。

右の外記入事項に就いて二、三氣付いたことはあるが、これは先づ此の位にして次ぎは本題なる嗜好に關することゝ述べることにする。

嗜好の記入方に關しては昭和三年四月二十八日付で行刑局長から、刑務所及少年刑務所の各所長に宛て左の如き通牒が發せられて居る。

受刑者入監小票嗜好欄記入方ノ件通牒

標記嗜好欄ノ記入方ハ刑務所毎ニ異リ統計製表上分類ノ煩ニ堪ヘサルニヨリ爾今左記分類ニ依リ受刑者ニ就キ常住坐臥夢寐ノ間尙ホ希求シテ已マサル特段ノ嗜好ヲ一種御記入相成度

受刑者特種嗜好分類

- 一、活動寫眞
- 一、興行物
  - 演劇、寄席、曲馬、輕業、娘玉乗、手踊等ヲ含ム
- 一、音曲
  - 琵琶、浪花節、義太夫、清元、長唄、俗謡、琴、三味線、尺八、ヴァイオリン、ハーモニカ等ヲ含ム
- 一、競技
  - 野球、庭球、ゴルフ、撞球、相撲、競走、競馬、圍碁、將棋、百人一首等ヲ含ム但財物ノ得喪ヲ目的トスル場合ヲ含マズ
- 一、賭事
  - 賭博、富籤、一八、歌留多、トランプ、麻雀並ニ財物ノ得喪ヲ目的トシタル競技
- 一、稗史小説
  - 講談本、人情本、探偵本、忍術本、妖術本等ヲ含ム
- 一、街路彷徨



- 一、カフェー遊ビ
- 喫茶店、バー等ヲ含ム
- 一、酒樓遊ビ
- 料理店、貸座敷、待合等ヲ含ム
- 一、色慾
- 男色、他各種猥褻行爲ヲ含ム
- 一、酒類
- 葡萄酒、麥酒等ヲ含ム
- 一、異食
- 普通人ノ日常生活ニ於テ食用ニ供セサルモノヲ好ミテ食スルモノ
- 一、買食
- 一、喫煙
- 一、其他
- 一、不詳

これで見ると随分いろいろの嗜好を記入して来て、其の製表に餘程困却したものと見える、さうだからといふて此の通牒の如きものを發すると、今後はこれに列記してあるものゝ外は外載しなくなる虞がある、さうして實際當人に

向つて調査する場合も此の中のどれが一番好きかと尋問する様になりはしないか、といふのは昭和二年の表には「街路彷徨」といふものは一人もなかつたのが、此の通牒を發送した昭和三年には一一九人もあつて、其の中に一人ではあるが女にもあつたのでも知れる。加之昭和二年には「其他」は一、四四四人であつたのが昭和三年には二、六八五人、即ち前者は六〇・〇%であつたのが後者は二五八・五%となつて居る、これは、此様な通牒を發し嗜好の種類を限定した爲めではあるまいか、否行刑局長は決して限定したつもりではなかつたであらうが、限定したと同様の結果となつたのである。それも無理はない、「分類ノ煩ニ堪エサルニヨリ爾今左記分類ニ依リ云々」とある故、此の分類以外に嗜好するものがある場合でも小票に記入することが出来ぬ、もし記入するとすれば「其他」とするか「不詳」とするか外はないのである。さういふては少し酷かも知れぬが「分類ノ煩ニ堪エヌ」なれば始めから此様な調査をせぬがよいので、調査する以上は少し位煩雜でも十分立派なものを作るべきである。元來此様な調査は被調査者の任意の申告を其の儘記載し、決して調査者から誘導的尋問をすべきものではない、況んや受刑者等といふ者は決して高尚なものではあるまい、多分此の位のものであらうといふので、豫め決定して置く様なことがあつては、最善の調査とはいはれぬ、然るに此の通牒で見ると其の列舉せられてあるもの一つもろくな嗜好はない、善良とは參らんでも無害なもの位はありさうなものである、例へば「釣魚」だとか、「銃獵」だとか、「寫眞撮影」だとか、「書畫骨董」の如きもの其他普通人の好むものを好むものを好まぬことにはあるまいと思ふのであるが、さやうなものは擧げてない、或はいふかも知れぬ、それはあるにはあるが極めて少いから、何れも皆「其他」の中へ入れたのであると、けれども通牒に掲げてあるものゝ中にも甚だ少いものがある、前にもいふた「街路彷徨」の如き二年には一人もなかつたのは申す迄

もなく「カフェー遊び」なども六人であつて多いとはいへぬ、ましてや異食の如きは三人しかかつたのである、それであるのに其の他が一、四四四人ある、これを罪名別數二三を以て除して見れば一罪名六五人に當るのである故、其の一、四四四人中には一嗜好に一〇人位のものが一種や二種ないとは考えられぬのである況んや次年の三年には二、六八五人の「其の他」がある故一罪名一七人程となつて居るのを以て見ても「其の他」の中には如何に多くの異つた種類の嗜好が含まれて居るか分るのである。

尙此の通牒につき一言したいことがある、それは何であるかといへば「常住坐臥夢寐ノ間尙ホ希求シテ已マサル特段ノ嗜好ヲ一種御記入相成度」とあるが、ぜんたい人間に常住坐臥夢寐の間尙希求して已まざるといふやうな嗜好が、さやうに多種類あるものであるか、甚だ疑はしく思ふのであります。支那の孟軻といふ賢人は食色は性なりといふて居る、それ位食と色とは人間天賦の性能であり、従つて欲求して已まざるものであります。けれども時には食を忘れることもあり、色を遠ざける場合もあります、況んや其の他のものに至りては年齢や境遇に依り時々刻々變化すべきものと思ふ、且つ突然何が一番好きかと問はれてもさやうに容易に其の嗜好の一種を答へ得らるゝものとは思はれぬ、あれかこれかと考へた上先づ其の中一番好きさうなものを答へるに止まることゝ思はるゝのである故、之に向つて常住坐臥夢寐にも希求するといふものを問ふた處で到底之に満足を得る様な適當の答を得られぬ、若し得られたとした處で、それは殆ど稀なことであると思ふのである、要するに此の通牒は強ち嚴格なる意味に於ける常住坐臥夢寐にも希求するものを求めたのではあるまい、唯單に最も嗜好するもの一種を答へしむればよいのであつたらう。それを唯筆の勢に任せて書いたのであらうが、文字からいへばさうは取れないのである。

此の通牒殊に分類に列挙してある嗜好の名目に就き及び其の分類に就き批評したのであるが、餘り長くなる故、以下少しく一般の分類即ち類別に就き少しくお話することゝ致しましょう。

元來分類（或は類別）といふもの例へば「職業分類」、「産業分類」又は「死因分類」など、いふものは如何なるものかといへば何千とか何萬とかいふ職業なり死因なりの名稱を其の儘統計表に表章することは出来ぬ、といふのはさうするには非常な大部のものとなるからである、それ故之を類集彙纂して抽象的名稱を付し多くも五、六百に集約し、更に之を五、六十にまとめ、尙十種内外に類別して統計表を作ることゝしてある。それが所謂「分類」又は「類別」と稱すべきもので、それには必ず實際に於ける如何なる名稱のものが包含せられてあるかを知るべく、一種の名彙ともいふべきものがなければならぬ。けれども其の名彙は製表者又は其の表を利用する人に於いて必要なるものであつて、其の材料を提供する人には必要のないものである。材料提供者即ち直接調査の任に當る人は申告者の言ふ所を少しも修飾補正せず、其の儘を筆記して提出すべきである、それを蒐集して製表するに當り始めて之を分類する様になければならぬ、其の場合如何に面倒でも其の申告を尊重し若し不明の場合はよく取調の上之を適當に分類彙集すべきであつて、決して豫め實地調査者に分類彙集を爲さしむべきではない、然らば何故に内閣などから職業や産業や、死因などの分類を公示し、加之其の内容の例示迄を發布するかといへば、若しも中央以外に於て職業や、産業や死因の統計を作製せんとするものゝあつた場合、其の分類が區々であつたならば之を比較研究する時に當つて、非常に不便であり、場合に依りては比較が出来ぬことゝなる故、獨り分類ばかりでなく其の内容さへも例示して置くのであります。かような次第で其の材料を一ヶ所に集め、それに依りて統計表を作製する場合の事項の分類は、其の材料を蒐

集整理する所に於てのみ必要であつて、決して材料供給者即ち實地調査者に指示すべきものではないのである。若し然らずして之を知らしむれば、其の根本知識がないのである故、徹頭徹尾其の指示せられた通りにすることゝなるのである。假令その例示に等の字があつても例示以外のものに逢着しても之を如何ともする事が出来ずに、強ひてそれに迎合せんとし、若しさう出来ない場合は止むを得ず皆「其の他」へ包括せしめて仕舞ふものである。

以上は他に向つて、即ち實地調査者に對する時の心得に就きお話ししたのであるが、今度は統計表に用ふる各種の「類別」即ち所謂「分類」を編成すべき方法に就きお話ししましょう、それは前にも鳥渡いふた様に類別といふものは決して豫め推量を以て作成すべきものではない、必ず有の儘に申告し來つた材料に就き類集彙纂すべきである。それ故其の材料は可成的廣く多いのがよい、さうすれば其の間自ら一種自然の「分類」が出来る、けれども左様にして編成した類別でも長い間には社會の風潮學說の推移其の他の原因に依り自然と變化を來すものである、それ故何年かの後には之を改正するの必要がある、現に病類別（死因分類）の如きは毎十年に之を改訂することゝなつて居る、之は國際的に協定せられて居るのであるが、職業分類や、産業分類の如きも矢張同様でなければならぬと思ふのであります。況んや人の嗜好の如きは社會人心の變化に従つて刻々に變化する、それ故其の分類の如きも或は數年毎に改訂を加へなければならぬかも知れぬ、けれども其の改訂は決して机上の想像で作成すべきではない、必ず蒐集し得た材料を基礎とし、今迄餘り多くなかつたものが急に増加したといふが如きものにつきなさるべきで、即ち從來は其の他の中にあつたものを別に獨立の項目とするが如きがそれである。又之と反對に從來は非常に人の嗜好せし所のものであつたが何かの動機で捨て、顧みぬ様なものがあるかも知れぬ、此様なものは自然統計表中に數字が上らぬ故、之

れは自然「其の他」の中に入るべきであるが、餘り頻繁に改訂を爲す時は前後を比較研究する場合に非常に困難を來すことがある故、其の邊も大に考慮せねばならぬ。然しながら是等の改訂は何れも實際の調査より得來りたる材料に依り編成したものであれば多くの場合圓滑に其の改訂を爲し得べきことゝ思ふのである。

由來各種の類別の編成せられたるものに「其の他」の數の多くなる類別は良き類別でないといはれて居る、それは豫め机の上で想像に依りて作られたものに多く、之を實際に使用して見ると豫想外の現象を來す、換言すれば多くは「其の他」のみに入れなければならぬ様になるのである、然らば之を如何にせばよいかといふに、外ではない、蒐集した材料を基礎として之を分類し、合理的に類集彙纂して其の「類別」を作り、尙時勢の進化に伴ひ之を改正するの用意をせねばならぬのである、といふのは例へば十年前にはカフェーやバーはあるにはあつたが、今日の如く盛んではなかつた又麻雀なるものゝ如き茲數年間に非常な隆盛を極めて居る様に、其の時其の時で變遷消長があるからである。

以上はカードに依り統計を製表して居るのを見て今後諸君が自然カードを使用する必要が生じた時の御參考とならうと思つて一言したのであるが、尙言ふべきことは多々あるけれども、表の方も少しお話ししたい故これは此の位に止めて置くことゝ致します。

## 受刑者の嗜好別統計に就いて (下)

(昭和六年四月十八日 月次講演會)

阪 本 敦

本日のお話は先月の講演會に於ける「受刑者の嗜好別統計に就いて」と題しましたお話の続きであります、で、先月は専ら其の材料徴收の方法に就き批評致し、本月は其の統計表に就き論述する筈でありましたが、統計表に列擧せられてある嗜好の種別は兩年共活動寫眞、興行物、音曲、競技、賭事、稗史小説、街路彷徨、カフェー遊び、酒樓遊び、色慾、酒類、異食、買喰、喫煙の一四、之に其他を加へ一五となつて居ることは前回にお話した行刑局長の通牒の通りであります、此の一五種に分けられてある男女別の受刑者に就き比例數を作り、段々研究して見た處が、どうも少しく不審な點があつて、十分な結論を得られない、それ故之は諸君の御研究に待つことゝなし、其の參考の爲め作製してある比例表を御覽に入るゝに止め、これから少しく此の嗜好分類の不審の點をお話して見やうと思ひます、さうすれば若し諸君が此の表を記述せらるゝ場合幾分役に立つことゝ思はるゝからであります。

さて不審な點といふのは、先づ「活動寫眞」の次に「興行物」があげてある、此の活動寫眞といふものも矢張り興行物の一種ではあるまいか、尤も家庭的又は一種の俱樂部の會員にのみ觀せるものがあるさうだが、此處に掲げてある活動寫眞は矢張り興行物中の活動寫眞を指すものと見るのが穩當の解釋と思ふ、然らば當然「興行物」中へ包含せらるべく、而して活動寫眞は其の内譯である故、特に觀察の必要があれば再掲するとか、或は「興行物」中を若干の小分

類と爲して表章すべきであると思ふ。

「音曲」、これは自分で演奏するのか、他人の演奏を聞くのか判明しない、若し他人の演奏を聞くといふ意味ならば是亦多くは「興行物」であらうと思はるゝが故、其の中に容れては如何か。

「競技」には財物の得喪を目的とする場合を含めざるに此の例示中に「競馬」がある。これは成程産馬獎勵上公然認許せられて居る競技かも知れぬが、誰がこれを單なる競技とのみ見る人があらう。それとも自分が競馬の騎手となる意味かも知れぬが、それなればそれは一種の職業であると思ふ、尙此の中にも觀覽を好む意味か、自ら競技を行ふ意味か分明しないものがある、恐くは此の二者を混同して居るのではないかと思はるゝが如何であるか。要するに「音曲」と「競技」中に例示してあるものゝ中には自ら實演するのを好むものと、他人の實演するのを聴取又は觀覽するのを好むものとの區別が判明しない、加之「興行物」に屬せしむべきものを混入して居る様である。次ぎの「賭事」、「稗史小説」、「街路彷徨」は別に異論はないが、賭事といふのはすべて犯罪の一ではあるまいか、若し犯罪たる賭事を好む、それを一種の嗜好なりとするなれば他人の物を盗むのを好むものも矢張り一種の嗜好として此の分類中に掲ぐべきであると思ふ、如何。

「カフェー遊び」の中には「バー」を含むとしてあるが、バーは酒場と譯し専ら各種の酒を提供する所で、カフェーとは根本から異つて居る、これは寧ろ酒類に入るべきものではあるまいかと思ふ。

「酒樓遊び」中に「貸座敷」を含ましてあるが、此の貸座敷といふのは彼の遊廓の貸座敷をいふので、席貸のことではあるまい、果してさうだとすれば酒樓遊びに容るべきものでなく、次ぎの色慾中に屬せしむるのが適當と思ふ。

「色慾」「酒類」此の二者は別に異議はないが用字を少し選擇しては如何。

「異食」此の嗜好は蛇其の他の昆蟲などを好みて食するものをいふので、一種病的のものであらうが、さう多くは無  
いと思ふ、多くの人の中には豆腐などを非常に好むものがあつて米飯の代りに三食共豆腐ばかり食ふなどといふ者も  
あるが、これは「日常生活ニ於テ食用ニ供セサルモノ」でない故、これ等の者は此の中には容れられぬ、さうだとす  
れば此の「異食」といふ様な目はいらぬのではあるまいか、如何。

「買喰」「喫煙」此の二つは随分多いと思はるゝ故、各獨立せしめたのは適當なことゝ思ふのである。

然らば此の紛らはしい分類を如何にせばよいかといへば、嚴格にいへば蒐集し得た材料に依り編成すべきであるこ  
とは前にいうた通りであるが、今日は類別編成といふものは此くすべきであるといふ意味をお話する一つの見本とし  
て、此の分類に掲げてあるものの中に就きお話しすることゝしましょう、で、先づ此の分類に掲げてある順序に従ひ  
第一に「演藝」といふ名目を挙げます、其の中には活動寫眞も興行物中に列舉せられてあるものは勿論、「音曲」中  
に掲げてあるものをも全部包括させます。さうして此の「演藝」を「自」「他」の二に分ちます。但し此の「音曲」は  
原の分類編成者は恐くは自ら演奏するものゝみのことゝしたのかとも思はるゝが、文字の上からは判明しない。次  
ぎに「競技」、これは原のまゝであるが、矢張「自」と「他」とに分ける、此の「自」「他」も「演藝」の「自」「他」  
も共に自分で演じるのと他人の演じるのを觀たり聽いたりすることである。尤も多し中には此の兩方を兼ねるものも  
あらう。けれどもそれには自ら輕重がある故、其の主なるものを採ればよい、これは「演藝」に於いても同様である。  
次ぎは「情事」及「飲酒」を挙げる、而して此の「情事」の中へは貸座敷であらうが、待合であらうが、其の手段

方法などはどうでもかまはぬ、苟も其の目的が情事遂行にあるものは悉く皆之に集めることゝする。但し此「情事」  
といふ文字では變態性慾者などには當てはまらぬかも知れぬが「性行」などといふ文字も餘りよい感じのしないので  
特に「情事」としたので、他の適當な文字があれば決して之を固執するのではない、「飲酒」中には酒樓であらうが、  
バーであらうが、又は酒屋のコツブ酒であらうが、兎に角酒を飲むことを好むものは悉く皆之に集めることゝする。  
それ故此の「情事」及「飲酒」の二つのものには「カフェー」「酒樓遊び」「色慾」及「酒類」の四つを分屬せしむるこ  
とゝなるのであるが、情事にも關せず、飲酒も餘り好まぬが、單にカフェーやバーや料理店、待合等に遊び、只々遊  
蕩氣分に浸りたいといふのもある。此の如きものは「情事」ともいへず、「飲酒」では勿論ない。そこで之には「遊興」  
なる一目を舉げて之に包括せしめることゝする。その他「買喰」「喫煙」の三つは別に改める必要もないと思  
ふ。それ故以上改めて見た處のものと共に之を列舉すれば如何なるかといへば

- 一 演 藝 (自 他)
- 二 競 技 (自 他)
- 三 賭 事
- 四 稗史小説
- 五 街路彷徨
- 六 情 事

- 七 飲 酒
- 八 遊 興
- 九 異 食
- 一〇 買 喰
- 一一 喫 煙
- 一二 其 の 他

以上の一二種となつたが、此の順序は唯原分類に依つただけで、別に意味はない、が此の順序なども出来得べくんば有意義のものとするがよいのであるが、萬止むを得なければ、蒐集材料の数の多少に依るのも一法であらう。但し此の場合は次年からはさうは參らぬかも知れぬが、その場合も矢張一度定めた順序を變更せぬがよいのである。尙一言して置くが前掲一二種の名目中には抽象的のものもあつて例の活動寫眞や演劇の如き特に多くの嗜好者を持つものを見たい場合、之を見ることが出来ぬ嫌があるが、其れには其の數だけを再掲すればよからうと思ふのである。

右の類別は十分推敲したものでないから多少の缺陷のあることは勿論であるが、原分類よりは合理的のものと思ふ。けれども現在出来て居る行刑統計の嗜好別表を此の類別に改むることは最早出来ぬ故、此の表を記述しようと思ふ。けれども如何したならばよいか、其の場合は彼の分類二四種の中を合併するより外はあるまい、若しさうすれば十分の觀察は出来ないが、それは止むを得ないことである。然らば此の一四種の分類を如何に合併すればよいかといへば、先づ其の中獨立せしむべきもの「稗史小説」「街路彷徨」「異食」「買喰」「喫煙」の五種だけを除き其の他の九種を若干

に合併するのである。即ち残り九種中の「興行物」に容るべきものは第一に「活動寫眞」、それから「音曲」中の他人の演奏する各種の音楽歌謡を聴取することを好むもの全部、「競技」中の「相撲」「觀覽等」である。けれども「音曲」中の自ら演奏するを好むといふ側は此の表から別にするのが最早出来ぬのである故、「相撲」一つだけは割愛するとしても「活動寫眞」「興行物」「音曲」の三つは合併せなければなるまい、さうすると自ら演奏するのを好む者も合併してある故單に「興行物」とすることは出来なくなる故、假りに「遊藝其の他の娛樂」として置きましょう。次ぎは「競技」此の中には「興行物」に入るべき「相撲」と「賭事」中に入るべき「競馬」があるが、これ二つの爲めに全部を「興行物」とすることも「賭事」中に編入することも出来ぬ故、止むを得ず此の目を其の儘存して置くとしても「カプラー遊ビ」「酒樓遊ビ」「色慾」及「酒類」の四種は互に併綜して居つて各を獨立せしむることは出来ぬ、何故なれば「酒類」といふのは酒を飲むことである故、バーに行かうが、料理店に行かうが同一である、又「色慾」といふのは男は女色を漁り、女は男に戯むるゝの意味である故、其の満足を得る爲めには「貸座敷」に行くのは勿論のこと「待合遊ビ」の如き手段を取ることは申す迄もあるまい、さうすれば此の四つのもは不可分の關係にあるので、どうしでも一緒にせんければならなくなる、そこで此の四つを合して假りに「酒色」と名付けることとする。

以上の如く括約すると如何なるかといへば 一 遊藝其の他の娛樂、二 競技、三 賭事、四 稗史小説、五 街路彷徨、六 酒色、七 異食、八 買喰、九 喫煙となるのであるが、これで比較研究して果して如何なる結果を得られるか試みに左に表示して見よう。

昭 和	昭 和 二 年										實 數	比		例 計
	酒 色	喫 煙	買 喰	遊 藝 其 他	賭 博	競 技	稗 史 小 説	異 食	其 他	計		男	女	
酒 色	六、二二七	四、五八一	二、八六五	二、四九七	五七四	五三三	二五三	三	一、四一七	一八、九三〇	六、二六四	三二八・九	一五六・八	三二六・九
喫 煙	三	六〇	六七	三八	五	一	一	一	二七	二二六	四、六四一	二四二・〇	二五四・三	二四二・一
買 喰	二、九三二	二、五三五	二、五七九	五七九	五七四	五三三	二五三	三	一、四四四	一九、一六六	二、九三二	一五一・三	二八三・九	一五三・〇
遊 藝 其 他	三〇・三	一三一・九	一三一・九	一三一・九	三〇・三	二七・一	一三・四	〇・二	七四・九	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一六一・〇	一六一・〇	一三二・三
賭 博	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
競 技	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
稗 史 小 説	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
異 食	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
其 他	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
計	七、六二七	四、一三一	三、二八三	二、八六五	五七四	五三三	二五三	三	一、四一七	一八、九三〇	六、二六四	三二八・九	一五六・八	三二六・九
酒 色	七、六二七	四、一三一	三、二八三	二、八六五	五七四	五三三	二五三	三	一、四一七	一八、九三〇	六、二六四	三二八・九	一五六・八	三二六・九
喫 煙	三	六〇	六七	三八	五	一	一	一	二七	二二六	四、六四一	二四二・〇	二五四・三	二四二・一
買 喰	二、九三二	二、五三五	二、五七九	五七九	五七四	五三三	二五三	三	一、四四四	一九、一六六	二、九三二	一五一・三	二八三・九	一五三・〇
遊 藝 其 他	三〇・三	一三一・九	一三一・九	一三一・九	三〇・三	二七・一	一三・四	〇・二	七四・九	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一六一・〇	一六一・〇	一三二・三
賭 博	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
競 技	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
稗 史 小 説	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
異 食	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
其 他	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
計	七、六二七	四、一三一	三、二八三	二、八六五	五七四	五三三	二五三	三	一、四一七	一八、九三〇	六、二六四	三二八・九	一五六・八	三二六・九

昭 和	昭 和 三 年										實 數	比		例 計
	酒 色	喫 煙	買 喰	遊 藝 其 他	賭 博	競 技	稗 史 小 説	異 食	其 他	計		男	女	
酒 色	六、二二七	四、五八一	二、八六五	二、四九七	五七四	五三三	二五三	三	一、四一七	一八、九三〇	六、二六四	三二八・九	一五六・八	三二六・九
喫 煙	三	六〇	六七	三八	五	一	一	一	二七	二二六	四、六四一	二四二・〇	二五四・三	二四二・一
買 喰	二、九三二	二、五三五	二、五七九	五七九	五七四	五三三	二五三	三	一、四四四	一九、一六六	二、九三二	一五一・三	二八三・九	一五三・〇
遊 藝 其 他	三〇・三	一三一・九	一三一・九	一三一・九	三〇・三	二七・一	一三・四	〇・二	七四・九	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一六一・〇	一六一・〇	一三二・三
賭 博	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	二七・一	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇
競 技	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
稗 史 小 説	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
異 食	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
其 他	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二	一、〇二
計	七、六二七	四、一三一	三、二八三	二、八六五	五七四	五三三	二五三	三	一、四一七	一八、九三〇	六、二六四	三二八・九	一五六・八	三二六・九

右に掲げた昭和二年及同三年の比例表は前にもいふた如く記述する積りではなく、唯此くの如き表を研究するには如何に取扱へばよいかといふ事をお話する爲めで、記述論究は各自でおやりになることを望んで居ります、但し此の表には不詳を除いてあるにお氣附きになつたこと、思ひますから、之に就き鳥渡お話しして置き、且つ此の中の「其の他」にも一言すること、致します。

で、此の表は單に嗜好に就き觀察すべき表でありますので、嗜好の「不詳」は何等關係がない、従つて不詳の数は總人口から除いて置きましたけれども「其の他」は之と異り、何等かの嗜好があるのであるが、分類に掲げてある嗜好に該當するものでない爲めに止むを得ず「其の他」の中に一括してあるのである。所で昭和二年の「其の他」は如何であるかといへば七五・三%であつたのが、同三年には一一・四%となり一倍六分の高率を示して居る。これは總數に就いての話であるが、之を男女各別に見れば男は二年七四・四%三年一一・八・三%、女二年一一・四・四%、三年三二・九・二%となつて居る故、男は一倍半以上、女は二倍八分以上の高率となつて居る。此くの如く「其の他」の高率なるは、此の分類に缺陷がある爲めか、それとも實地調査に不十分な點があるか此の二つを出でまいと思ふのである。





男	比											
	昭 和 二 年											
	酒 色	喫 煙	遊 藝 其 他	買 喰	賭 事	競 技	異 食	小 説	街 路	街 路	其 他	不 詳
竊 盜	二四・七	一七〇・六	一三三・三	一三・五	一五・八	一七・三	〇・三	八・五			二八・四	一〇二・〇
強 盜	二五・九	一三六・三	一四〇・〇	二四・三	一六・六	一八・四		七・四			二四・六	八・八
賭 博 及 竊	一四・九	二五・五	五二・〇	一〇・〇	一三・三	一三・六		二・〇			四・四	三八・七
詐 偽 及 喝	二九・九	一九・四	七〇・九	八・〇	二・九	三・二		一三・七			二六・三	五六・〇
横 領	三四・九	一九七・七	八二・六	九〇・二	九・三	三・八		三・六			二五・〇	六四・三
傷 害	四四・二	一七二・一	六六・八	六・三	一・三	一六・三		五・六			四〇・八	三三・五
竊 盜	八〇・五	一三六・五	一四・九	一三・九	五・七						四九・八	一四二・三
賭 博 及 竊	一三・三	二〇五・一		一五・九	一〇・三						三六・六	
詐 偽 及 喝	一〇・四	二四・九	六・九	三四・〇							四四・八	一八・三
出 放 火 及	一〇・三	一四七・二	八・三	一七・七							四八・三	一〇・〇

和 三 年	例											
	昭 和 二 年											
	酒 色	喫 煙	遊 藝 其 他	買 喰	賭 事	競 技	異 食	小 説	街 路	街 路	其 他	不 詳
竊 盜	二二・三	一八〇・三	一〇三・三	七・三	七・三	一〇・三		七・三			二〇・二	四四・八
強 盜	一四・七	一八〇・〇	一一・五	九・八	六・五	一〇・八		六・五			一〇・八	四〇・九
賭 博 及 竊	三三・八	一七・四	一七・四	二・〇	一・三	九・二		一・三			九・二	四二・二
詐 偽 及 喝	三三・九	四八・六	一一・〇	一三・八	四・五	二五・三		四・五			二五・三	四〇・九
横 領	一四・三	六〇・七	七・一	三二・四	四・五	一三・一		四・五			一三・一	四七・三
傷 害	一八・六	二六・八	八・三	八・三	三・〇	九三・二		三・〇			九三・二	五五・九
竊 盜	五・九	二九・四									二二・五	二五・九
賭 博 及 竊	四二・八										三四・五	三七・三
詐 偽 及 喝											三三・三	二六・四
出 放 火 及											三〇・〇	一六・〇

前表を一見すれば犯罪の種類に依り其の嗜好に各餘程隔りのあることを看取し得られ、又此くあるべきことは豫め考へて居つた處であるが、其の「不詳」に大差がないことは豫期しなかつたのである、然るに昭和二年にあつては「竊盜」二二・八・四%、「強盜」二四・六・八%、「賭博及富籤」二四・四・三%、「詐偽及恐喝」二二・三・六・三%、「横領」二二・三・五・〇%、「傷害」二〇・八・〇%となつて居つて「傷害」の外は何れも大差はないといへよう、女の方は「竊盜」四五・九・八%、「賭博及富籤」三三・八・六%、「詐偽及恐喝」四四・六・八%、「放火及出火」四八・五・三%であつて男と比較すれば二倍も高率であるが、女のみでいへば大體近遜率を示して居る、三年は二年に比すれば其の率は非常に低いが、「不詳」の比率は二年と同じ様に各罪名共近遜率を示して居る、即ち男は「竊盜」四四・八%、「強盜」四〇・九%、「賭博及富籤」四二・二%、「詐偽及恐喝」四〇・九%、「横領」四七・三%、「傷害」五五・九%であるから是亦傷害の少しく高

率の外は大差はない、但し女は「竊盜」二〇・五・九%、「賭博及富籤」三七・九・三%、「詐偽及恐喝」二五・六・四%、「放火及出火」一六〇・〇%である故此れは前年の如く各近遜率でない。

「不詳」の次に目立つのは「其他」である、これは前にも鳥渡いふことがあるが昭和二年には「不詳」が高率で「其他」は低く、同三年には「不詳」は低率となり「其他」の方が高率となつたのである、二年の男の「其他」は「竊盜」五五・九%、「強盜」六四・四%、「賭博及富籤」四四・四%、「詐偽及恐喝」五七・八%、「横領」七五・〇%、「傷害」四〇・八%。女は「竊盜」七四・七%、「賭博及富籤」二五・六%、「詐偽及恐喝」なく、「放火及出火」五八・八%であつたのが、同三年には男にあつては「竊盜」一一〇・一%、「強盜」一〇八・〇%、「賭博及富籤」九二・一%、「詐偽及恐喝」一一五・三%、「横領」一二三・一%、「傷害」九三・一%、女にありては「竊盜」二二三・五%、「賭博及富籤」三四・五%、「詐偽及恐喝」三三三・三%、「放火及出火」三〇〇・〇%となつて居る、それ故多いのは五倍、少きも一・六倍以上に増率して居る。

「其他」の数の多いのは良き類別でないことは亦前にいふのであつたが、嗜好の比率中「其他」の順位は昭和二年の男にありては「賭博及富籤」が第六位の外は全部第五位、女にありては各第五位であつたのが、同三年には男にありては「詐偽及恐喝」が第三位、「其他」は全部第四位、女にありては「賭博及富籤」の第四位の外は悉く第一位となつて居る故、男は何れも一位又は二位高く、特に女は三位又は四位高くなつたのである、此くの如く「其他」の益高率となるといふことは何に原因するかといへば、「不詳」の多いのは調査方法の不完全に依り、「其他」の多いのは類別の編成の不完全に依るのである。

## 乳兒の死亡率に就いて

(昭和六年十月十日講演會例會に於て)

阪 本 敦

從來乳兒の死亡率といふて居るものは、其の年の出生者の總數と乳兒の死亡總數との比率をいふて居つたが、これは眞の乳兒死亡率とはへいぬ、何故なれば、年々統計表に現はれて來る所の乳兒の死亡數は其の年に生れて其の年に死んだもののみであるか、又は其の年に生れ其の年に死んだものばかりでなく、其の前年に生れて其の年に死んだものもありはしないかといへば申す迄もなく前年に生れたものをも含んで居るのである。さうしてそれは生後二日目のものより三六五日目即ち満一歳のものなのである、生後二日目のものは前年十二月三十一日に生れ、本年の一月一日に死亡したもので、前年生れではこれが最年少者である、それ故生後一日で死亡したものは前年生れには絶対にあり得ない。それから前年一月一日生れも本年の乳兒には絶対にない。何故なればそれは本年の一月一日には一歳と一日となり満一歳ではないからである。然らば前年の一月二日乃至十二月三十一日に生れたもの全體と本年中に生れた者とを合計したものと本年中の總死亡數とで乳兒死亡率を算出するかといへば、さうは參らぬ、先づ第一に其の中から既に前年中に死亡したものを除き本年へ生き残つたもののみとせねばならぬ。けれどもそれのみではまだ不充分である、といふのはその本年へ生き残つた乳兒には本年一月一日以後十二月三十一日迄毎日漸々乳兒即ち一



四月	( $x_4 +$ 當月中の出生數 - 當月中の乳兒死亡數)	$\frac{119}{365}$	= 翌年へ生き残る乳兒數
五月	( $x_5 +$ " " " " " )	$\frac{150}{365}$	" "
六月	( $x_6 +$ " " " " " )	$\frac{180}{365}$	" "
七月	( $x_7 +$ " " " " " )	$\frac{211}{365}$	" "
八月	( $x_8 +$ " " " " " )	$\frac{242}{365}$	" "
九月	( $x_9 +$ " " " " " )	$\frac{272}{365}$	" "
十月	( $x_{10} +$ " " " " " )	$\frac{303}{365}$	" "
十一月	( $x_{11} +$ " " " " " )	$\frac{333}{365}$	" "
十二月	( $x_{12} +$ " " " " " )	$\frac{364}{365}$	" "

此の十二ヶ月の合計が、翌年へ生き残る乳兒の總數である。

此の式では一月乃至十二月に出生した小兒は毎日平均に生れたものと假定したのである、而して  $x_1$  乃至  $x_{12}$  は前年に生れ本年へ生き残り、其の年の當該月中に滿一歳迄となるべき乳兒數を表したものである。然らば此の  $x_1$  乃至  $x_{12}$  は如何にすれば得らるゝかといへば、是れ亦依然としてむづかしいのである、といふのは、それには前年の一月乃至十二

月に出生したる乳兒中から、その乳兒中で其の年中に死亡した數を減すれば、其の翌年迄生き残りたる數を得らるるから其の數をればよいのであるが、其の年中に死亡したる乳兒を知ることが出来ぬのである。何故なれば日本帝國人口動態統計を始め多くの統計に於ては死亡者全體の月別はあるが、乳兒のみの死亡月別の調査はない。稀に京都市の如く特に乳兒のみの死亡月別の調査を掲げたのがあつても、其の乳兒の死亡中には前年より生き残りの乳兒の死亡者をも包含して居る故、是れ亦所要の數ではないのである。必竟するに此の  $x_1$  乃至  $x_{12}$  は到底知ることが出来ぬのである。

右の如き次第である故、本年の  $x$  を知るには前年の  $x$  が分らねばならず、又前年の  $x$  を求むるには更に其の前年の  $x$  を求めねばならぬのである故、此の數は何處迄行つても分り様がない。従つて乳兒死亡率を算出すべく必要なる本年へ生き残り、而してそれが乳兒であり得る數を見出すことが出来ぬことゝなつたのである。

以上は私が數日間苦心して考へた結果であつて、結局は徒勞に屬して仕舞つたのであるが、然らば遂に完全なる乳兒の死亡率は得られぬかといへば、さうではない、けれども從來迄の材料では如何しても出来ぬのであるから、特に調査せねばならぬ。それは如何なる調査をするかといへば、此處に能き例がある故、お話しして見ることにする。

醫學博士暉峻氏は嘗て大正九年中八王子市の乳兒の死亡に關し調査されたことがあつた、其の調査は大正六年七月乃至同七年六月一箇年間に八王子市内に於て生れた乳兒、それは本籍者、寄留者共合して九四七人中、生存滿一歳に達せずして、八王子市内で死亡したるもの一六七人に關するものに就いてゝあつた、(出生、死亡の事實は八王子區裁判所保管の出生、死亡届によつた)、而して此の九四七人の出生兒と、其の中一歳迄で死んだ(それは大正六年七月か

ら大正八年六月迄二箇年間に亙つて死んだ一六七人の乳兒とて其の死亡率を算出して見た所が一七六・三%といふ數が得られた。この死亡率を暉峻博士は絶對的乳兒死亡率と命名せられて居る。で此の死亡率は從來の死亡率より大いに低い、今八王子市のものはないが、大正八年に於て八王子市の附近なる東京市は二七・九%、横濱市は二八・七%、甲府市は二七・〇%、宇都宮市は二六・八%等で、同年に於ける五萬以上の市の平均は一八・〇%となつて居る、がこれは最近五箇年間の最低平均率で、大正七年は二〇・六%を示して居るのを以て見ても分るのである。

兎に角此の暉峻博士の調査は一般の死亡率と異り一定期間の出生兒を取り、其の出生兒中に就いて生存一歳迄の死亡の數を検したのであるから、其の意味に於ける乳兒死亡頻繁度の率といふことが出来るのである。同博士は之を絶對的乳兒死亡率と稱して居られたのは蓋し尤なことと思はれるのである、が惜しいことに其の調査は唯一回切りで加之其の調査の報告書が絶版になつて居る。

乳兒の死亡率は暉峻博士の調査した方法より正確な方法はないが、それは(米國の兒童局の如く)特に調査するより外手段はない、けれども從來の方法と雖不合理なことは不合理であるが、幾分我慢が出来ぬこともない、といふのは、從來の乳兒死亡率算出に用ひる乳兒の死亡者中に包含しある前年生き残りの乳兒は得られぬが、其の代り本年出生の乳兒にして翌年へ生き残つて行くものを其の儘に切り捨て、置くからである、詳言すれば前年出生兒中の本年へ生き残りたる者の中本年に於て死亡したる乳兒數と、本年の出生兒にして翌年へ生き残りたる者の中翌年に於て死亡したる乳兒數とは多少の差のあることは勿論であるが、非常の出來事のない限り大した差はあるまい、それ故此の二者を假りに同數と見做せば、從來の乳兒死亡率はさしたる不合理のものでないことが分る。即ち乳兒死亡率は本年の

出生者總數と本年の出生者中の乳兒死亡者總數との比率であるが、此の本年の出生者中の乳兒死亡者總數は本年中に死亡したる者と(之をaとす)翌年へ生き残りたる者の中翌年に於て死亡したる乳兒(之をbとす)の二に分つことが出来る、然るに此のbは前にいへる通り前年の出生兒中の本年へ生き残りたる者の中本年に於て死亡したる乳兒(之をcとす)と同數と假定すれば乳兒死亡率は本年の出生者總數とaにbを加へたる數との比率であるが、bをcと同數と假定すればaにcを加へたる數即ち本年中に死亡した乳兒の總數との比率と同様となるのである。

果してさうだとすれば乳兒の死亡率は特に調査するものゝ外は、從來の方法に依りても眞の死亡率に比し大なる差違がない筈であるが、甚だ疑はしい、で其の正否を確かめようと思つて目下折角考案中である故、それは來月の講演迄にお話することと致します。

統計雜談

二十八、「惣領の甚六」に就て

石川 惟安

「惣領の甚六」と云ふことに就ては大正十五年九月中に都下の二三新聞が一號活字の見出を用ひて大げさに吹聴せしときに阪本研究所部長が同年九月刊行の季報第十八號に於て其の數字の取扱方の誤れることを戒められしが其後昭和二年八月中又都下の二三新聞が「二たび惣領の甚六に就て」と題し一二號活字の見出を置て喋々惣領は甚六であるとさわぎ立てしことありしに付き余は昭和二年十一月刊行の季報第二二號（秋冬號）に於て其誤りを駁せしことありしが客年十二月廿四廿五兩日の東京朝日新聞に大衆科學として藤卷良知氏と云ふ人が「惣領の甚六」なる見出にて（上）（下）に分かつて左の如く述べられて居る（上）及（下）の初めは母乳と乳母、牛乳等の性分、榮養、乳兒發育の良否等に關し惣領の甚六には何等關係なき故之れを略す）

大衆科學

惣領の甚六

藤卷良知

（前略）乳汁は分娩回数によつてその成分に變化を來すものである。

分娩數	蛋白質	脂肪	乳糖	無機鹽類
第一回	一・四五二	二・九九二	七・六二一	〇・一五五
第二回	一・四五九	二・八八二	七・六四〇	〇・一五六
第三回	一・六一一	三・二二八	七・六四二	〇・一六二
第四回	一・六四〇	三・七二七	七・五一五	〇・一六〇
第五回	一・二三二	二・一八九	七・六五八	〇・一五〇
第六回	一・三〇〇	二・三二一	七・五一一	〇・一一八

右の表の數字によれば分娩第三回目及び第四回目が蛋白質脂肪及び無機鹽類の如き身體を構成する上に必要  
 缺くべからざる榮養素がもつとも豊富に含有されてゐる。

以上の點から見ると三番目、四番目の子供の方が一番目の子供よりも發育良好であり、かつ死亡率等の少いのは當然の事であらう。又俗にいふ惣領より第三番目、四番目の方が賢明であるといふ事の要約の一つはここに起因するものではなからうか。（終）

右調査に依れば第三回第四回目の子供は確かに發育充分にして強壯なるべく第一回第二回の子供は蒲柳柔弱なるべきことは明らかなり然れども之を以て直ちに第三回第四回の子供は賢明にして第一回第二回目の子供は痴愚にして即ち惣領は甚六であること云ふことの要約の一つは茲に起因するではあるまいかと云ふことは云ひ得ざるべし何となれば身體強壯なるものは皆な賢明にして蒲柳柔弱なるものは痴愚なりと云ふことあらざればなり故に此れに就ては一層の

研究を要すべし。  
又本年二月二日の奈良新聞に「惣領の甚六」理屈がある二男三男坊の中かなぜ偉い人が出るかと題して左の記事がある。

「惣領の甚六」

理窟がある

二男坊——三男坊の中から

ナセ偉い人が出るか

「惣領の甚六」とは昔から言はれてゐる事で、長男には偉くなる人は少く、世界的偉人は多く二男三男以下から出ると云はれてゐます。この事はカルトンの研究に依つても正確に證明することが出来ます。

即ち、偉人百人に付き研究したところに依りますと次のやうな割合になります。

- ▲長男の偉人 一七人
- ▲次男の偉人 三三人
- ▲三男の偉人 二二人
- ▲末子の偉人 二二人
- ▲獨り子の偉人 一一人

でありまして、二男三男に最も多く偉人を出してゐます、末子や獨子は餘りあまやかすと見えて偉人が特に少ないのは當然の事と云はねばなりません、又父母の歳がまだ若くて経験智能共に未熟である時に生れた子供よりも、父母の歳が更けて経験も智能も十分に熟してから生れた子供の方が、偉人や天才と稱される者の率が多いのです。舊約聖書の中に出て来る四人の聖人中、二人までは父母が歳更けてからの子であつて、即ちジョセフは父ヤコブの九十歳後の子供であり、モーゼはその父の六十歳の子供です。老子は父の七十歳の折の子供であり、釋迦は母が四十五歳、孔子は第九番目の子供であると云はれますから、何れもその父は歳更けてゐた事でせう、ギリシヤの大哲學者アリストテレスは、父が六十歳前後の子供であり、又近代の偉人を考へてみましても、かなりの偉人が出てゐます。近世科學の始祖ベーコンは五十二歳の父の子天文學者ハルシエルは五十四歳の父の子です。又昔のドイツの有名なアルフレッド大王は父が四十九歳の時生れた子供で、ミルトンは四十五歳の折の父の子、リンコルンは四十四歳の折の父の子、フランクリンは五十一歳の父に生れた子供であります。かうして舉げてくれば際限のないことです。人間が非常に積上げた生活経験や知識やよき徳道などがそのまま子供に遺傳するか否やに就いては、學問上かなり異論のあるところですが、その反論を受入れたとしても、その兩親が歳更けてから生れた子供に偉人が出ることは動かすことの出來ぬ事實です。

右調査に依れば偉人は長男より十七人出で次男よりは三十三人三男よりは二十二人居た故に長男の偉人は次男より十六人少ないが若し獨り子を長男として算ふれば二十八人となる故次男より僅かに五人少ないも三男よりは六人多きを以て之れに依て直ちに長男は甚六なりと云ふことを得ず。尙ほ一層の研究を要すべし。

又本年九月十六日の讀賣新聞知識ページに所載の記事に（内放火少年幼長別、小田原監獄幼年囚、出生時に於ける父の年齢調は本研究に關係なきを以て之を略す）

犯罪研究抜書帳

所謂「惣領の甚六」

山崎佐

此事實は少年犯罪にも當嵌る

（前略）曾て田村龜太郎氏が、神戸小學校の學童千六百七人につき其の優劣を區別して見たところ、優等生百四十人、劣等生百二十人といふ結果を得たので、更にその長幼別を比較して見たところ

- 【優等生】 ▲長子四十一人 ▲次子二百六人 ▲第三子二十五人 ▲第四子十二人 ▲第五子十八人 ▲第六子八人 ▲第七子五人 ▲第八子二人 ▲第九子二人 ▲第十子一人
- 【劣等生】 ▲長子三十五人 ▲次子三十一人 ▲第三子二十一人 ▲第四子十四人 ▲第五子八人 ▲第六子二人 ▲第七子三人 ▲以下第十子までゼロ

といふ風に、長子から第四子までは、優等生よりも劣等生の方が多く、第五子以下は劣等生よりも優等生の多いことが判つた。

なぜ此のやうな現象を呈するかといへば、それには種々複雑した原因があるので輕々に即断は出來かねるが、

いま試みに其の出生時に於ける父の年齢によつて調べて見ると

其子の生れた時の父の年齢	優等生	劣等生
二十五歳以前	六	一七
二十六—三十歳	三三	二九
三十一—三十五歳	三三	二八
三十六—四十歳	三一	二二
四十一—四十五歳	一九	一六
四十六歳以後	一八	八
合 計	一四〇	一二〇

即ち、父の年齢が二十五歳以前に生れた學童は優等生六に對して劣等生十七の割合になつてゐるが父の年齢が順次加はるに従ひ、優等生が増加して劣等生が減少する傾向を示してゐる。

これ等を比較して考へると、早婚の害や、父母の年齢に伴ふ育兒の發達や、兒童教養の經驗や、家庭生活の基礎や、その他種々の原因が錯綜して、いはゆる「惣領の甚六」を産出してゐるのではあるまいかと思はれる。これに就てはひとり我が國のみならず、各國の學者が夙に研究を重ねてゐる所であつて、今日の處では大體この結論が事實として認められてゐる。（下略）

右の調査に依て見れば長子は優等生四十一人劣等生三十五人次子は優等生（二百六人）とあれども優等生計の百四十



人より計算すれば二十六人の誤りなるが如し)を二十六人とすれば長子即ち惣領は優等生四十一人劣等生三十五人なるが故に優等生は劣等生より六人多く次子優等生二十六人劣等生三十一人なるが故に劣等生五人多く第三子第四子共に劣等生多きが故に此の調査に依るも惣領の甚六ならざることを證するに足れり。

## 二十九、職業分類について (統計學雜誌第五百三十七號再録)

柳 澤 保 惠

——二十有餘年前既に東京市丈けでも三萬程の職業を調べあげて居る——  
本年三月三日の中外商業新報に左の如き記事が掲載せられてあつた。

『調べあげられた職業の種類が二萬、帝大戸田教授苦心の總覽成るの日、就職戦線に一道の光明  
實踐社會學者としてロボット式教授の型を破つてゐる東京帝大の戸田貞三教授は、巷に充滿してゐる就職難  
の聲、失業群の洪水を眺め、何んとかこれが緩和の方法はないものかと社會學者の立場から苦心してゐた  
が、今回取敢へず現在世間に行はれてゐるあらゆる職業を調べ上げ世に問ふ事となり、目下其の調査に忙殺  
されてゐるが、既に二萬内外の職業が調べ上げられて居る。完成の暁は内閣統計局が分類した二百五十の職  
業別などはとるに足らぬ不完全なものとなり、これが世に出たならば就職戦線にさまよふ人々には一道の光  
明となる譯である、右につき帝大社會學教室に戸田教授を訪へば左の如く語る。

職業教育は別として、これ迄の教育は教師は與へられただけの學問を教へ、學生はそれを聴講するだけで、  
生きて行く上に一番必要な職業といふものについては何等の關心をも持たれない状態にある、これでは學校  
を出て職業選擇に間誤つくのも當然である、町村の青年また然りである、そこでこの際職業總覽といふ風な  
ものを作り、その種類を細かく分類し選ぶ順序を明瞭に指示しようと思ひ立つた譯です、約二萬といへば恐  
ろしく多いやうだが、皆現在ある職業で、しかも斷然眞面目なものばかりで知識階級のみを偏せず、一般  
のものとし昨秋から着手したが、全部出來上るのは來春にならう、卷を十八に分け相當形大なるものだがそ  
れでも可なり壓縮したのだ、知識階級がブライドに偏せず職業を選擇すれば、この階級の職業難は相當緩和  
されると思ふ。』

これは中外商業新報のみでなく都下二三の新聞にも同様のことが掲げられて居るから、恐くは同一の通信社から出  
た種材と思はるのであるが、さりとは不詮索なことを書いたものである。「内閣統計局が分類した二百五十の職業  
別などはとるに足らぬ不完全なものなり」云々とあるのは何といふ無智無學ないひ方であらう。尤もこれは戸田教授  
のいはれたことでなく、此の記事の記者のいふたことと思はるゝが、餘りに常識が無き過ぎる、元來職業分類といふ  
ものは、何萬といふ職業を、其の儘統計的に製表することは費用と人におかまいがなければ出來ない事はないが其儘  
の寫出は必要でない。之を相當に整理する事が必要である即ち各職業者の取扱ふ材料に依り、或は其の變形の功程に  
依り、大體に於て同様なものを集約し何萬と云ふ數から何千かに集縮し又之を縮少して多くも五六百、少きは二三百  
位に分類して之を小分類とし、此の小分類を更に數十の中分類に集約し、此の中分類を更に類集して大分類となし、

統計表の種類目的に應じ或は大分類、或は中分類、或は小分類といふように適宜使用するのが職業分類の使命であつて、其の分類の数が何萬なければとるに足らぬ不完全なものであるなどいふべきものでは斷じてない、自分は嘗て明治四十一年に施行した東京市の市勢調査に關係して居つたことがある。其の時に適當なる職業分類がなかつたので調査の結果から新に職業分類を制定して、之に依つて四六四倍判千餘頁の職業統計表を編纂せしめたことがあつた。其の時の職業分類は大分類では六、中分類では三十五、小分類では二百三十八であつたが、其の實際の職業名は十萬五千程あつた、尤もこれは後に職業名索引を編成する爲めに、同一職業でも名稱を異にして居るものは一職業として集めたのである故、若し稱呼が異つても事實同一職業のものを一職業として數へれば大分其の數は減少するが、それにしても三萬を降るまいと思ふ。しかしこれは東京市だけのことで、殊に二十何年前の調査である故、今日では尙一層増加して居よう、況んや全國の職業を悉く調査したならばこれ以上の數に上るに相違ないと思ふ。

去る大正九年内閣訓令第一號を以て發布せられた職業分類は大分類では十、中分類では四十一、小分類では二百五十二であつたが、其の「内容例示」として發表したものは大略四萬を數へる。昨年十二月内閣訓令第三號を以て發布せられた産業分類及職業分類は自分が中央統計委員會に於て特別委員長として審議したものであるが、其の職業分類は、大分類は前同様十、中分類は四十二で一中分類を加へ、小分類は二百八十となし二十八小分類を加へ、其の内容の例示は不日完成發表のことと思ふ、而して其の職業名も恐くは五萬を下らぬことと思ふのである。

此くの如く職業なるものは多種多様であつて、之を調査集收することは中々容易のことではなく、少くも國又は公共の力に依らなければ出來るものではない、又之を集計するにも多大の努力を拂はなければならぬことは申す迄もないのである。彼の戸田教授の作製せられたといふ職業總覽といふものは如何なるものであるか知らぬが、恐くは昨年内閣訓令第三號で發布になつた職業分類とは没交渉のものではあるまいか、それを其の職業總覽の編成方法が一種類を細かく分類し、選ぶ順序を明瞭に指示「云々」といはれたのを聞いた記者が其の貧しき頭腦の中で遇々内閣の職業分類の用語がこれと同様なるが爲め、同じものと思惟し、小分類二百何十よりも二萬餘の方が非常に多い爲め、其の編纂の方法は勿論、使用目的の全然異なるものなることを知らず、漫然と内閣の職業分類などはとるに足らぬ不完全なもの云々といふたものと思はるゝのである。

毎々いふことであるが、新聞記事には往々以上の如き不詮索なことを載せるには困る、如何にいそがしいとはいへ、知らぬことや、不確實な事はよく取調べて掲載して呉れないと、公衆に示すべき新聞の記事に此様な發表の仕方をするのは甚だ人心を誤らせる、場合に依りては不用意の内に非常な害毒を社會に流すことになる故、大いに慎まねばならぬことと思ふ、依つて一言して置く次第である。

統計書解題

阪 本 敦

現代職業總覽 公務、自由業篇 (I)

( 菊判三〇二頁、昭和六年四月五日發行 )

同 上 商業篇 (II)

( 同上二七八頁、同年五月二十日發行 )

内 容 要 領

本書は東京帝國大學教授戸田貞三氏が、社會調査協會員を督勵して編纂せられ、春秋社より發行したる、全部で十八卷に分ち、會員組織とし豫約出版の方法に依り順次刊行することになつて居る、それ故會員外の者では手に入れることが出来ぬので、早速其の手續をした處が、本年四月に第一回の配本があり、同六月には第二回の配本があつた、それが前掲のものである。

第一回の配本は公務、自由業篇の (I) であつて全十八卷中の第十五卷目、第二回の配本は商業篇の (II) であつて

全十八卷の第十一卷目である、而して公務、自由業は (I) (II) の二篇より成つて居り、商業は (I) 乃至 (IV) の四篇より成つて居る故、公務、自由業は (I) (II) 及 (III) 及 (IV) が出来ぬのである。それ故全部十八卷中の二卷だけ、それも何れも纏つて居らぬので、之が問題をすることは少く早くはないかと思はれるが此の書の世に出づるや、新聞などで大分評判せられ、それも甚だ見當違ひのことを書いて居る故、取り敢へず刊行せられたものだけに就き批評を加へることゝしたのである。で戸田教授のいふ處に由りて考ふれば本書は主として現代に於ける就職難を緩和する爲めに編纂せられたものと見える。然るに東京の數新聞には其の主意や内容を見ずして之が完成の上は「内閣統計局が分類した二百五十の職業別などはとるに足らぬ不完全なもの」とか、「職業研究者に取つて最も適切なる着眼點でなければならぬ」など、何れも見當はづれの提燈持をして居るが、戸田教授の有り難迷惑はお察し申すだにお氣の毒の次第である。此の新聞記事に關しては本研究柳澤總裁の「職業分類について」と題したる一文を本號の「統計雑談」に載せてあるから此の事には言及しないが、今回其の第一回の配本なる「公務、自由業篇」の (I) を見るに果して諸新聞でいふが如きものでなく、専ら求職者の爲めに編纂せられたものであつて決して職業の分類や、其の研究の發表ではない、されば同教授は本書の「はしがき」に

・「現在官公吏、陸海軍將校、教育家といふ様な者は我國内地に約六十萬人程ある。六十萬人と云へば非常に多い様に見えるが内地人口六千四百萬に比して僅に百分の一にも足らぬ。幼稚園の先生から大學總長迄、任官したばかりの青年將校から參謀總長迄、受附の御役人から總理大臣迄全部を數へて見ても、人間百人中の一人足らずの者が此等の職にありつくに過ぎない。而も此百人中の一人が何れも總長になつたり、大臣になつたり

するのではない。職につきさへすれば多少の俸給や手當を得ることは出来るが、何程かの者は同じやうな地位に止まり、何程かの者は退職の運命に出逢ふ。官吏として軍人又は教育家として最もよい條件を備へて居ると認められる者のみが最後の段階迄行き得るに過ぎない。

此方面の就職の難易、勤務の種類、適應條件、生活保障の程度、失職の危険率、轉職の可能性等を顧みないで之を志望することは無謀であり、又其の理解なくして子弟に之を志望せしむることは危険である。」

といふてある通り官吏及公吏については先づ官公署及官公吏の如何なるものなりやを説き、如何にせば官公吏となり得るか、官公吏となりて然る後如何等の問題を細説し、軍人については陸海軍の組織、軍人の等級及其の任用、武官養成の諸學校、諸給與其の他を説き、教育家については學校の系統、教員養成機關及其の就職、其の收入等を説き、少しも職業分類は如何にすべきとか、何職業を何の分類に屬すべきか等の研究には觸れて居らぬ。

又第二回の配本なる商業篇の(II)を見るに是れ亦其の(I)も(III)及(IV)も見ない故斷言は出来ないが、全篇を通じて少しも職業分類に觸れて居らぬ、即ち本篇には百貨店、外國貿易業、問屋及び市場の四種に就き、少きも七章、多きは十數章に分ち詳細なる説明を加へ、就職者の指針たらんことを期して居る、然しながら全部で十八篇もある、大部のものを僅に其の一部につき全部を批評することは甚だ早計であり、頗る不遜である故、其の詳細のことは本書の全部完成するを俟ち更に詳細に解題批評することとし、今回を之に止めて置くこととする。

## 帝都中心地域晝間人口調査

昭和四年  
十二月五日現在

(菊判、算用數字横表、三二八頁、統計圖表八表六頁及調査區域一圖、昭和五年一月三十一日發行、東京市統計課編纂、非賣品)

### 内容要領

本書は嘗て本季報昭和四年の秋冬號に於て「東京市の晝間人口調査」と題して報道したる東京市の中心に於ける晝間の人口調査を施行したるもの、統計表を叢録したものである。予は嘗て明治、大正の交、東京市吏員の末班を潰したる際、「東京市の膨脹」と題し東京統計協會に於て一場の講演を試みた際、東京市の人口は晝間と夜間とに依り非常なる差違あることを述べ、若し機會あらば之が調査を試みることを希望したことがあつたが、其の後間もなく市を去つたので遂に之を實現することが出来なかつた、然るに今之が實現を見た、轉た追懐に堪へないものがある。けれども本調査は市の中心地僅少の區域に止まり予が期待に添はざるもの、多大なるを憾みとする、しかしながら經費其他の關係上是れ以上を望み得なかつたかも知れぬが、何卒更に近き將來に於て、より大規模の調査の行はれんことを希望するものである。で其の内容は先づ晝間人口調査區域圖、晝間人口調査圖八表を掲げ次に調査の概況を述べ、而して其の結果を概説し然る後左の晝間人口調査原表一一表を掲記してある。

#### 第一表 晝間人口、國勢調査人口比較

#### 第二表 在住者、通勤通學者別現在人口

- 第三表 年齢別現在人口
- 第四表 職業別現在人口
- 第五表 年齢五歳階級別職業中分類現在人口
- 第六表 年齢別通勤通學者數
- 第七表 職業別通勤通學者數
- 第八表 現住所別通勤通學者數
- 第九表 利用交通機關別通勤通學者數
- 第十表 降車場別通勤通學者數
- 第十一表 自宅より乗車地點迄の距離別通勤通學者數

昭和五年  
十月  
東京市内同居世帯に關する調査

(四六倍判、算用數字横表三〇九頁、統計圖表一八、折込表二、)  
昭和五年十二月十日發行、東京市社會局編纂、非賣品

内 容 要 領

東京市社會局は時々有益なる調査を爲し之を統計して發表するが、本書も其の一である。本書は本市住宅政策の基

礎資料を得る爲め調査したもので、巻頭先づ一八の統計圖表を掲げ、次ぎに概説に於て三章、二六節に分ちて之を記述し、然る後左の二七の統計表を掲記してある。但し其の中各區別が一六表、町、丁目別が一表あるが、目次には其れが甚だ誤謬多く、且つ頁數なども符合せぬものが少くないので繕圖者をして大いに迷惑を感ぜしむるのは遺憾とすべきである。

統 計 表

- 第一 貸主及同居世帯數(町別)附總普通世帯數ニ對スル貸主及同居世帯ノ割合
- 第二 貸主及同居世帯人口(町別)附總普通世帯人口ニ對スル貸主及同居世帯人口ノ割合
- 第三 家屋種類別貸主住宅數(町別)
- 第四 同居世帯數別貸主住宅數(區別)
- 第五 家屋様式別貸主住宅數(區別)
- 第六 家屋階層別貸主住宅數(區別)
- 第七 持家借家並室數別貸主住宅數(區別)
- 第八 疊數別貸主住宅數(區別)
- 第九 家賃別貸主住宅數(區別)
- 第十 一疊當家賃別貸主住宅數(町別)
- 第十一 敷金ノ有無別金額別貸主住宅數(區別)

- 第十二 世帯構成人員數別貸主世帯數 (區別)
- 第十三 體性並年齢別貸主世帯員數 (町別)
- 第十四 貸主世帯主ノ職業 (區別)
- 第十五 一人當覺數別貸主世帯數 (町別)
- 第十六 家賃ニ對スル間代割合別貸主世帯數 (區別)
- 第十七 階層及借室數別同居世帯數 (町別)
- 第十八 借室覺數別同居世帯數 (區別)
- 第十九 臺所、瓦斯、水道、井戸、便所有無ニヨル同居世帯數 (區別)
- 第二十 間代月額別同居世帯數 (區別)
- 第二十一 一覺當間代別同居世帯數 (町別)
- 第二十二 一人當覺數別同居世帯數 (町別)
- 第二十三 敷金ノ有無別同居世帯數ノ割合 (區別)
- 第二十四 一ヶ月ノ間代ニ對スル敷金割合別同居世帯數 (區別)
- 第二十五 世帯員數別同居世帯數 (町別)
- 第二十六 體性並年齢別同居世帯員數 (町別)
- 第二十七 同居世帯ノ職業 (區別)

昭和四年 關東州貿易統計 (四六倍判、算用數字橫表二八八頁、圖表三、附錄二一頁、  
關東廳編纂、昭和五年十月三十一日發行、非賣品)

內容要領

本書は關東州租借地稅關假規則に基き荷主より大連海關に提出したる輸出入貨物申告書其の他の材料に依り編纂したもので、之を海路貿易、陸路貿易の二大別し、海路貿易を更に關東州各港、大連港の二となし、すべて三部門に分ち左の二九の統計表を掲載し、終りに滿州に於ける經濟狀態の大勢を觀るに便せしむる爲め附錄五表を掲げてある。

統計表

海路貿易

關東州各港

- 一 關東州輸出入品總價額
- 二 關東州輸出品數量價額港灣別
- 三 關東州輸出品數量價額港灣別
- 四 關東州輸出入品價額國別
- 五 關東州輸出入重要品價額
- 六 關東州輸出入金銀總價額
- 七 貿易船舶

八 關稅收入額

昭和三年 北支那貿易年報

上編 滿洲  
下編 直隸省、山東省及間島地方  
附錄 全支那、上海、漢口及廣東貿易

(四六倍判、日英對譯、算用數字橫表、上編一六四頁、昭和四年六月三十日發行、  
下編二五三頁、昭和五年三月三十日發行、南滿洲鐵道株式會社庶務部調查課編  
纂、發行所同上、下編定價金貳圓六拾錢)

內容要領

本書上編は昭和三年曆年による南北滿洲各地稅關輸移出入貿易並過去五箇年間の比較を掲載してある。さうして滿洲を南北に分ち、南滿洲には總表一一表、安東港一三表、大連港一四表、牛莊港一四表、總べて五二表、北滿洲には哈爾濱稅關管内四七表の統計表を掲載し、附錄として大豆、豆粕、其他豆類、豆油及小麥等に關する七表を掲げてある。

下編は同曆年の直隸省、山東省地方及資料蒐集の都合上上卷に收めざりし東滿洲即ち間島地方及愛琿等各稅關輸移出入貿易並過去五箇年間の比較を掲載してある。さうして直隸省には秦王島港九表、天津港一七表、計二六表、山東省には龍口港八表、芝罘港一三表、青島港一三表、計三四表、愛琿及間島地方(東滿洲)には愛琿一二表、龍井村四表、計一六表を掲げ、附錄として全支那、上海港、漢口港、廣東港等の輸出入品等に關するもの三一表、總計一〇七表の統計表を掲げてあるが、紙面の都合上各表名は略して置く。

昭和三年 滿洲貿易詳細統計

大連港、牛莊港、  
安東港、哈爾濱管區

(菊二倍判、日英對譯、算用數字三九三頁、圖表六、昭和四年十二月三十日發行、  
南滿洲鐵道株式會社庶務部調查課編纂、同會社發行、定價八圓貳拾錢)

內容要領

本書は「現今滿洲の經濟狀態が輸出入貿易に對し一層精細なる計數を切實に要求する時代となつたので、之に順應する爲めに生れたので、北支那貿易年報の姉妹編とも云ふべく、兩々相俟つて完成を期すべきである」と其の凡例にいふてある。さやうな譯である故、再輸出は該書では僅に其の總數を知るに過ぎぬが、本卷は詳細に互り之を編入し、中繼貿易の趨勢及内容を同時に對照し得る様にしてある、で其の收録してある統計表は總べて一六表で、其中全滿洲一表、南滿洲三港八表、哈爾濱稅關管内七表である。

樺太アイヌの研究(特にその人口減少問題に就いて)

(菊版、四八頁、昭和二年刊行  
樺太廳醫官屋代周二氏著、非賣品)

(本書は過般參謀總長金谷範三大將が樺太廳視察の際入手せられしもので、事の主として統計的記述に屬するを以て同大將より本研究所總裁柳澤伯爵に寄送せられしが、總裁は過眼直ちに其の所論に妥當ならざる箇所あるを發見され余に一覽を命ぜられたるに由り精讀の結果左の如く批判を試みた次第である。而して此

の題目は頗る専門的のものにしてしかも世間稀に見るの研究なれば本季報を通じて江湖に發表の必要あるを認め念の爲め樺太廳著者宛一應照會狀を發送した處が、同廳豊原醫院より「當院ニ心當リナシ」なる付箋の上該照會狀を返送して來た、それ故本解題の遂に著者の許に達せざるべきを遺憾とする。

本書は樺太廳醫官屋代周二氏か昭和二年に研究發表せし論文にして、一 緒言、二 アイヌ民族、三 樺太アイヌ、四 彼等の衛生状態、五 結論の五編より成る、而して圖表十表を挿入しあり。第一の緒言に於ては研究の趣意を述べ、第二のアイヌ民族に於てはアイヌ民族の起源及アイヌ人と日本人に就き其の相異の點を専ら骨格より之を論じ、第三の樺太アイヌに於ては樺太アイヌの由來及び其の人口減少問題に就き之を死亡率増加及び出生率低下の二に分ち統計表を掲げて之を論じ、第四の彼等の衛生状態に於ては一般衛生状態及び婦人衛生状態に就き統計表及び産に關する實地調査(?)の一表を掲げ之を論じ、第五の結論に於てはアイヌ人口減少の眞因は出生率低下にあり、其の低下は主として花柳病蔓延に依るものとなせり。

以上に由りて之を觀れば理路井然として毫も間然する所なきが如し、然れども仔細に之を觀れば其の引用舉示する所の統計表は全然誤謬のものあり、爲めに其の論據に非常なる錯誤を生じ結構何を論じたるやの判断に困むものあり、依りて今其の實例を擧ぐべし、即ち第五表 樺太アイヌ並日本人出生死亡比較統計は樺太廳編纂の「第十八回 樺太廳治一斑」に依れば日本人には(本表に朱書しあるもの、何等明示なきも日本人と認む)相違を認めざれども、本表に黒書しあるものは出生、死亡共アイヌ、ニクブン、オロッコ、サンダー、キーリンの五種族の總數にしてアイヌのみ出生、死亡にあらず、従つて次ぎの統計圖表も同様とす、(第五表の増減百分率に誤算あり)、五種族の出生、死

亡を以てアイヌ一種族の出生、死亡の消長を論ずるが如きは豈に滑稽の至りならずや。誤謬は是れのみならず第七表 樺太アイヌ死亡者病類年齢別の如きも亦五種族のものを以てアイヌのみものとなし、之によりてアイヌの衛生状態の如何を論じたるものあり、余は其の大膽なるに一驚を喫せざるを得ず、唯第九表 樺太アイヌ婦人健康状態調査表(本文には何等名稱を掲記しあらざれども目次に依り推察し得)は恐らくは屋代氏自身が實地に就き調査したるものなるべきを以て(此の事に關しては全然何等明記したるものなく、隨つて何時、何地にて誰が調査したるものなりや判明せざれども、本文前後の關係より推察すれば屋代氏の調査なるが如し)本書唯一の貴重なる材料なるべきに、之に關しては其の觀察甚だ不徹底にして、従つて其の結論の如きも、唯豫め心に成竹を畫き強いて之に附會したるかの嫌なき能はず、要するに本研究は更に一層明確なる考察を爲すにあらざれば世に出すの價値なきものと爲す。



雜 錄

○本研究記事

(自昭和六年十一月  
至昭和六年十一月)

事業報告 昭和五年度本研究所事業報告は一月三十一日を以て東京府經由文部大臣に提出せり。

華族靜態調査統計記述篇 本篇は豫て阪本調査部長之を擔當し編述中なりしが「日本帝國に於ける五歳以下小兒死亡の統計的研究」起草の爲め一時之を中止せり。

我が國に於ける癆の分布状態の研究 本研究は「華族靜態調査統計記述篇」終了後直に着手の豫定にて、其の材料の蒐集中なりしが、是亦前記同様の理由にて一旦中止早晚着手の豫定なり。

日本帝國に於ける五歳以下小兒死亡の統計的研究 本研究は國際人口問題研究會議に提出すべき爲め、四月二十七日より阪本部長擔任之が論文編述に着手し、同七月を以て一と先脱稿せしも、短時日に於ける研究なるを以て、充分其の論旨を盡す能はず、依りて其の結言のみを高囑託佛譯し印刷の上八月十五日を以て五百部を同會議に發送せり。

華族動態調査統計表 本表は大正十四年迄出來の處更に同十五年以降昭和四年迄五年間の製表に着手し十一月二十五日終了せしを以て昭和五年以降の材料は同月二十九日より所員を宗秩寮に派し謄寫せしめ居れり。

青森外五縣人口動態統計記述篇 本篇は關囑託擔當の處同氏は十月三十一日解任となりたる結果石川書記之を

繼承することとなり十一月二十六日より之に着手せり。

動態統計材料借受 豫て内閣統計局より借用中の昭和三年分奈良縣人口動態統計小票を五月四日返却し更に同四年分の同縣及京都、茨城、千葉、新潟、三重、滋賀の一府五縣分統計小票を左表の如く借用せり

	婚姻票	離婚票	出生票		死亡票		死産票	
			男	女	男	女	男	女
奈良縣	四八九	四〇〇	九、八三	八、七四	六、三四	六、〇八	七二	七
京都府					一、四六七	一、四〇六		
茨城縣					一、五六六	一、四四五		
千葉縣					一、六七六	一、五七六		
新潟縣					二、三〇九	二、〇九三		
三重縣					二、六四三	二、六九七		
滋賀縣					七、二三八	七、三九〇		

外に前年以前 八、二二一枚

所員異動 大正十年來本研究所に勤務中の高橋書記は一月十七日病死せるに依り同氏擔當事務を伊差川書記繼承し新に庶務主任に任命せられたり。

伊豆大島遊覽 三月二十、二十一日の兩日に亘り所員慰勞の爲め伊豆大島遊覽會を催したり。

賛助員逝去 本研究所賛助員湯川寛吉氏は八月二十三日逝去せられたるに付き同月廿四日柳澤總裁より弔詞を送呈せり。

統計書借覽者 東京市臨時國勢調査部調査掛長寺尾元治郎氏六月十六日來所の上大正四年十二月末日現在華族靜態調査統計表を借覽せり。

大阪朝日新聞同情週間へ統計圖表寄附 大阪朝日新聞社より同新聞同情週間へ寄附方申出ありたるを以て十月三十一日左記統計圖表三葉を寄贈せり

- 一 五歳以下小兒死亡累年表
- 一 五歳以下小兒死亡各歳別比較
- 一 一歳以下乳兒死亡の重なる原因

柳澤總裁の講演 十月二十九日東京府立第一商業學校講堂に於て「統計に就いて」と云ふ演題にて一時間半講演せられ伊差川書記速記し、不日同校より上梓の筈なり。

- 月次講演會 一月以降十一月迄に開催の本研究所月次講演會は左の如し、但し八九兩月は例年の通り休會
- 一月 職業及産業分類に就て 阪 本 部 長
  - 二月 拘摸に就て 同 人
  - 三月 受刑者の嗜好別統計に就て 同 人
  - 四月 同 上の續き 同 人

發 信 數

封書	葉書	開封書	帶封書	小包	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月
一	八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	八七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一六三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一四九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一四一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一三九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一五二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二〇八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一二六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一四八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

五月 昭和五年に於ける第一審刑法犯有罪被告人の犯罪原因 石川書記に就て

六月 同 上の續き 同 人

七月 誤解されたる臺灣 出淵所員

十月 乳兒死亡率に就て 阪本部長

十一月 同 上補遺 同 人

信書の發受數 昭和五年十二月より同六年十一月迄の信書發受數は左記の通り



○アルテュール フォンテーヌ氏の訃 昨秋東京開催第十九回國際統計協會會議以後同協會會員の死去せるもの數名を算せるが就中多年國際勞働局理事會議長として令名ありたる佛國アルテュール フォンテーヌ氏は一面國際統計協會正會員として千八百九十九年以來斯學界に貢獻する所頗る多く柳澤總裁とは舊知の間柄なりしが昨年五月以來健康を害し本年の國際勞働會議にも其缺席を遺憾とされ居りし處本年九月二日巴里に於て遠逝せられたり享年七十一、茲に特記して哀悼の意を表す。

○國際統計協會名譽會員 九月十四日より二十日まで七日間スペイン マドリッドに開催されたる第二十回國際統計協會々議に於ける會長ドゥラトゥール氏及事務總長メトルスト氏より同月十八日同協會は滿二十五年同協會の正會員たる本研究所總裁柳澤伯爵を滿場一致にて名譽會員に推薦したるに就き祝電を寄せられたり。

○國際統計協會常設事務局次長 昨秋東京開催第十九回國際統計協會會議の際編輯長として渡來せし和蘭國ブッティンガウィッケルス氏は先般協會常設事務局次長に就任せり。

昭和六年十二月廿六日印刷  
昭和六年十二月卅日發行

【非賣品】

發行兼編輯者 阪本敦  
東京市芝區田町八丁目一番地

發行所 柳澤統計研究所  
東京市芝區田町八丁目一番地  
電話高輪二四五二番  
振替口座東京三七三〇五番

印刷所 株式會社 色活版所  
東京市麴町區有樂町一丁目三番地

## 附 録 一

昭和五年九月東京開催國際統計協會第十九回會議に關し事前在  
ワルソヴィー柳澤代表より鈴木前內閣書記官長に宛てたる書狀

(昨昭和五年九月東京に開催せし第十九回國際統計協會會議は實に學界空前の盛舉として世界斯學の權威數十名を帝都に集め得たりしは世人の記憶に新たなる所なり、抑も東京會議開催の儀は當研究所柳澤總裁が多年の宿望たりし處田中內閣の時代に於て昭和六年秋此會議を招集すべき件閣議決定を見るに至りたり、茲に於て柳澤總裁は滿腔の抱負を載せて該會議開催を裁決すべき第十八回會議即ち昭和四年秋舉行の波蘭國ワルソヴィー會議に向ふ途次會々內閣交迭し加之既に西班牙國政府亦同じく一九三一年秋に於て其首都マドリッドに十九回會議を開催すべき希望を國際統計協會本部に申出で其決心頗る堅固なるを知り柳澤總裁は旅行の途次ナポリ及びマルセイユより有力なる會員數名に書狀を發し又海牙に於て協會事務總長を説き猶會議地ワルソヴィーに到りては折衝大に努め昭和六年東京會議説を支持したりしも衆議の結果終に會議一年を早め昭和五年秋東京開催と決定し濱口內閣亦賛意を表し會議實行に至りたる次第なり

左に掲ぐるものは箇中の消息を語るものにして柳澤總裁が言外に悲壯なる決意を藏し鈴木前翰長に呈されたるもの一なり、謂ふ所の悲壯なる決意とは何ぞ我等は總裁が心事の全般を識るに由無しと雖も其決意の一條として實に當柳澤統計研究所の存廢を賭されたる覺悟ありしは後日に及び親しく承り及びし所なり、今回マドリッド會議の記事を解説して本號に執筆せらるゝに當り我等は過去となりし東京會議を追憶して感愈々深きものあり乃ち

總裁に乞ふて茲に其の経緯の一端を發表する所以なり……編輯)

拜呈一昨廿四日松島公使より電報にて報告ありたる如く一昨廿四日の國際統計協會會議(總會)に於て來年九月中旬東京に於て臨時國際統計協會會議開催の件決議相成候次に右決議に至りしまでの経過詳細に申述置候

在海牙協會本部へは既に昨年十月三日西班牙政府より次期(一九三一年)の會議を其首都に開き度申込有之候由に候へども右の提議の件は無論會員に對し何等の内報も無き爲め政府は下名及下條局長の進言を採用せられ本年(昭和四年)六月上旬の閣議に於て次期の會合を本邦に開催すべく決定せられ其の旨協會に通報の爲め茲に始めて二ヶ國の申込を生じ候然しながらかゝる事實は最近に於ては大正十四年羅馬會議の際に起り當時波蘭及び埃及兩國の申込ありし爲め終に投票に由り會場地を決する事となりしも其の結果は遅れて申込みたる埃及の大勝利と相成り一昨年(昭和二年)十二月末より昨年一月上旬へ亘りて十七回會議をカイロ市にて開催する事と相成候波蘭政府は羅馬會議後此邊を深く考慮し程なく同國政府より再び協會本部に對し本年八月末十八回會議開催の儀を申込み猶協會事務總長と十分の打合せをなしたる後埃及會議に於て正式に此の提議を決定いたし今回の開會と相成り候

かゝる事情を能く承知せる下名は昨年二月埃及より歸朝早々下條局長に對し統計局に於て會議に關する報告をなし其の際會員多數の本邦開催を希望せる意向を申述べ其報告の終尾に於て一九三一年本邦開催に關する腹案を詳細に陳述し(此報告は其後書面にて差出置候)田中首相或は鳩山書記官長へ早速本邦開催の儀の傳達を依頼いたし置き候下條局長は此傳達を其後確に實行されたる模様なりしも該件に關する閣議は一向開かれず閣議の決定は遷延に遷延を加へ漸く本年六月上旬一九三一年本邦開催の儀を決定せられ候而して前述の如く當時に至る迄協會本部に對し如何

なる國より一九三一年開催の儀の申込ありしや一向聞く處無之候勿論既に前例もあり又協會規約に由るも會議開催地の決定は其の申込順にて定まるにあらすして協會會議の總會にて次の一會議場を議決する事に定まり居るを以てたとへ他國より申込ある共其邊を考慮する必要なきが故に本年六月中旬本邦政府は先づ電報を以て在海牙廣田公使を経て在海牙協會本部へ對し一九三一年に於て第十九回國際統計協會會議東京開催の旨を通牒いたされ候右に對し協會本部より廣田公使を通じて始めて既に西班牙政府の申込ありし事と本邦開催の件を他の年に譲られたき旨を返電せられ候然れども下名は先例を述べ是非共一九三一年本邦開催を通報せられたしと下條局長に力説し我政府は再電を發し此儀を申込み次ぎて田中首相より書面にて正式の案内状を發送せられ候右は統計局存在の書類御一覽相成り候へば明瞭と存じ候

是れより先き在海牙協會本部に於ては東京開催と決定の場合會員に對する待遇の件々承知したき旨既に廣田公使を経て電報にて我政府に問合せあり加之出席會員の豫定數及旅費補助の金額迄内報ありたるを以て下名は前内閣に於て決定せる政府の支出額及下名の確信せる民間寄附金の總額を基礎として往航の船中に於て詳細に豫算を作成し之を統計局に送り又本邦開催の場合に於ける設備待遇旅費補助等に關し協會本部へ内報して差支へなき分を一括し之を佛譯して本月十二日マルセーユ上陸後直ちに海牙の協會本部に送りたる上、下名は本月十六日海牙に赴き大鷹書記官と共に協會事務總長メトルスト氏(和蘭統計局長官)に面會し去十二日送付の提案に付意見を求めたる處同氏は實に立派なる計畫なりと贊唱せられ何等異議を申述べられず只二ヶ國の申込を生じたる爲め結局は投票にて會場地を決するの外なきも實に當惑致し居る次第なれば何とか其以前西班牙と妥協の途なきやと問はれたるも下名は我政府は既に一九

三一年の開會を決定し現政府亦此儀を尊重すべきを以て我提案を中止又は延期するが如きは到底不可能なりと斷言し西班牙と妥協の途なきを述べ次ぎて種々雜話に移りて相別れ申候（メトルスト氏は三十年來の友人にて獨逸語にて會話せり）

下名は第七回協會會議（明治三十二年）に始めて本邦を代表し出席し其後今日に至るまで本邦を代表して列席する事八回又協會會員に選舉せられて既に二十有餘年を経過せるを以て先輩學友知人は協會内に極めて多く夫故ナポリ及びマルセーユより協會會員の有力者にして且つ知友たる佛獨白伊匈羅等の會員七八名に對し一書を發し本邦開催に同情ありたき旨を申通じ置き候而して十八回會議は豫定の如くワルソヴィー市に於て本月廿一日より四日間開催せられ候が議題の審議に關する件よりも一九三一年開催地の決定問題が常に談話の中心と相成り知己の多き下名と知己の最も少なき西班牙代表（會員にあらず）とに對する會員の態度は既に第一日に於て明に察知せられ申候殊に本邦會議の場合往復の旅費若干補助の件も既に知れ亘りたる爲め會場地の決定は殆んど問題とならず明に日本の勝利と推察致し居り候勿論長老連は歐洲よりの汽車旅行の長期（如何に急ぐとも往復と東京滞在とにて六週間を要す）に亘れる爲め難色は見へ候へども中老以下の多數の會員は日本行を熱心に希望致し居り候故に最後の總會に於ける次期會場の決定は結局日本ならんと考へ居り候

然るに二日目の會議中會長ドゥラトール氏（佛國統計會議會員）より内談したき旨申込まれ事務總長立會の上約二時間内談致し候（重大なる内談と考慮し佛語の誤解や聽違ひありては不都合と存じ特に高隨行員を同道致し候）内談は種々の事柄に亘り候へども會場地に關する件のみ次に要領を申述候

會長「此度次回の會場地につき二ヶ國の申込あり之を總會に於て投票を以て決する先例ありたれども、今回の場合は羅馬會議の時の二ヶ國の申込と少しく事情を異にす實は西班牙よりの申込は協會側よりの間接的勸誘に根據を有し同國政府に於て合議の末正式に申込をなすに至りし者にして一九三二年マドリッド開催の件否決せられんか協會事務總長（和蘭統計局長官）は西班牙に對し面目を失ひ信用を失墜し又西班牙統計局長アリオナ氏は其の長官たる内務大臣に對し一九三一年開催を力説したる手前敗北の時は責任上辭職するに至るべく實に憂慮に堪へず由て自分は事務總長と合議の末一九三一年の通常會議は西班牙に開き一九三〇年に於て臨時會議を日本に開く事を内決せり臨時會議開催の儀は從來一回もなきも協會規約に抵觸せざるを以て今回特に此新例を開き日本の主張を此新例に應ぜしめんとす但し他の役員には未だ相談せず全く我々兩人の私案なり貴見如何」

柳澤「本邦政府は一九三二年開會の提議をなしたるを以て余は總會に於て其の説明をなす外他の事を云ふ能はず但し總會にて一九三〇年の臨時會議開催の儀成立の上は我政府は之に應ずる様努力すべし而して今より一ヶ年後東京に臨時會議開かるゝ場合に關する諸種の準備は余として十分の可能性あるを信す」云々

猶會長事務總長共々一九三〇年日本臨時會議の提議に關する事情に付種々内情を陳述せられ協會側の提議上程の場合同意され度旨懇談せられ候

次期會場決定の件は愈々本月廿三日午前十一時上程せられたるを以て先づ會長より二ヶ國の申込ありたる旨を詳細に報告し次ぎて西班牙代表は次期の會議を一九三一年其首都に開催すべき旨を簡單に陳述し同意を求められたり（佛語）

次ぎて下名は本邦政府を代表し一九三一年九月中旬東京に於て十九回會議開催の旨を提議し詳細なる説明（別紙抄略）を加へ會員の同意を求めたり（佛語）

次ぎて會長は協會役員一致の意見として左の動議を提出せり（佛語）

「只今兩國の代表の申込ありたるが我等役員は協會規約を十分検査したる末一九三〇年九月臨時會議を東京に又一九三一年通常會議をマドリッドに開く事を提議す」

猶會長は提案の趣旨に關し種々説明を加へ其動議の成立を希望せり（前述せるが如く大正十四年羅馬に於ける第十六回會議に於て波蘭埃及の二ヶ國代表より同時期の會合の申込に對し、申込順に由りて前後を決するは會規に違反す須らく單に一ヶ國のみを決定すべしと云へる正論成立して投票の結果、後に申込みたる埃及が次期の會場と決定され先に申込みたる波蘭が落伍したる苦き經驗もあり今回の二ヶ國の申込を投票に由り直ちに決定せんか、西班牙の申込に對しデリケートの關係ある和蘭側は西班牙側の主張破れし場合必ずや面目を失ふ可きを憂慮し前日下名に内談したる件を協會役員全員同意の意見として茲に提出せしものと察せらる）

此協會側の動議に對し伊國代表者の筆頭たるジニー氏（伊國中央統計院々長にしてムツソリニ首相の信頼深き壯年統計學者なり下名とは平素親交あり）は發言を求め左の修正動議を提出せり（佛語）

「一九三〇年の臨時會議を西班牙に、一九三一年の第十九回通常會議を日本に開く可し」

其の理由の一として明年は西班牙の二ヶ所に於て博覽會開催せらるべく又柳澤代表の説明に由れば日本は明年各種の大調査實行せらるべきに由り明後年秋の開會となれば其の大體の結果も明亮なるべしとて日本に同情ある説明をな

し修正動議の成立を望む旨を述べ

此修正動議に對し質問應答あり次でコルソン氏（佛國統計會議々長）は先決問題として先づ臨時會議を開く事の可否を決定すべしと主張し甲論乙駁議論容易に纏らす遂に其日の會議は此程度にて一旦中止し更に明朝の總會に於て決定する事となり午後一時過ぎ散會せり

八月廿四日午前九時四十五分總會は開かれ直ちに會議地の問題に移りたるが議場の光景は昨日と全く反し只ジニー氏の強き主張の外の發言者は動議を取消し或は沈黙し或は賛成を保留し結局先づ協會案に付可否を決する事となりたるが其結果ジニー氏の修正意見は極めて少數にて破れ協會側の主張即ち

「一九三〇年九月（中旬）國際統計協會臨時會議を東京に開き一九三一年國際統計協會通常會議をマドリッドに開く」事に決定せられ候

右に由り同日午後十二時半松島公使を訪問し直に其の旨を内閣書記官長宛に發電を乞ひ候に付既に御承知の事と存じ候

右電報所報の如く國際統計協會が協會成立以來始めて臨時會議を東京に催す事を決議せしは前陳の事情に由りたる事とは申しながら來年九月は本邦に於ける各種大調査期日の前月に當り中央及び地方の統計官憲は極めて多忙の時期と存じ候へども如何なる時期に會議を開くとするも在り海牙協會本部と國際會議に關する種々の打合せ相談等は外國語殊に佛語に堪能の士を要すべく現統計局内には佛語に精通の士甚だ少なき事故自然他より數名の人物を聘用する事と相成り可申候故に大調査實行前と雖中央局員は此が爲め殊更多忙となる次第にも無之單に三四名の局員を煩はす位と



存じ候而して會議の準備、會議用、殘務其他の用務取扱の爲め遅くも本年十二月頃より昭和五年度の終り頃迄從來の各國の例に倣ひ臨時内閣直屬の特設機關に由りて此用務に専心當らざる可らずと考へ申候下名は事實上此會議に精通する唯一の本邦人と自信せるを以て特設機關の首班として此事務を總括すべき任務を御委任相成度特に濱口首相へ御傳言願度候即ち内閣直屬の一機關を臨時に作り國際統計會議に關する一切の任務を取扱ふ事に致し度候（埃及に此例あり）勿論下名は全然無報酬にて始終執務可仕候又附隨の事務取扱者は外務省より一、二人官内省より一、二名兼任せしめ下名の直接使用者二、三人（此は下名より報酬を出し可申候）を使用すれば會議に先立ち協會本部及び會員各國統計官廳等との通信内地各廳汽車汽船等との交渉は出來得べく考へ候又會議後の殘務は無論是等の人々擔任可仕候而して統計局長は名儀上次長程度の事務を取扱ひ又統計局の高等官又は屬官中常務統計に従事するものにして佛語に精通せる者若干名を會議に關する内部の仕事に當らせ度考へ申候但し正式の案内に關しては外務省より明年早々各方面に交渉する事は無論と存じ候

倍て豫算の件に候が此の件に付ては既に長谷川局長へ往航中詳細に申し送り候其節は一九三一年開催として立案致し候に付今回は一ヶ年繰り上げざるべからず最早五年度の豫算は締切りとなりたる事と考へられ候故四年度及び五年度の追加豫算として何卒御計上願度候但し本年十二月頃より來年一月末まで多少の費用を要し候事有之候故本年十二月に付ては決して御心配は御無用に願度候下名は本邦統計開發の爲め先年來より若干貯蓄の用意も有之候故本年十二月頃より來年一月末位までは何とか都合付け可申候但し追加豫算不成立の時は此分に對しては責任支出の御斷行を願置候

一九三一年本邦開催の提議が協會幹部の動議成立の爲め一九三〇年九月中旬の臨時會議開催と變更し爲めに一年早く相成候へども元來國際統計會議を本邦に開催の儀を前内閣に於て決議せられ此議決は現内閣も決して御異議なき事と考へ加之明年各國より統計學者來集の件は本邦紹介には最も好機會と存じ候に付昨今極度の經費節減御主張の場合一年早き會議は多少難有迷惑とは存じ候へども國際的交誼の點をも何卒御考慮に加へられ僅少なる十餘萬圓の追加豫算を御計上ある様最後に願ひ申候 頓首

昭和四年八月廿六日

ワルソヴィーにて

柳 澤 保 惠

鈴木内閣書記官長殿

追信 右の外會議の狀況は歸途船中にて執筆の上報告可仕候急速執筆の爲め文體をなさざる段御海容願度候  
下名は明日頃當地出發獨逸國內に三週間程を費し九月廿八日マルセーユより箱根丸に再び便乗十一月四日神戸着の豫定に候

参考 昭和四年八月ワルソヴィー會議後、在海牙國際統計協會本部と次回會議開催に關し文通の爲め伯林に滞在中、協會本部よりの來狀に一九三〇年東京開催「臨時會議」を「第十九回會議」とありたるを以て直に協會本部に問合せたる處一九三〇年東京開催の會議は「第十九回」又マドリッド開催の分は「第二十回」と回答ありたるに由り東京會議を第十九回會議として發表することゝなれり

附 録 二

(左記は柳澤總裁が國際觀光委員會委員たる關係上國際觀光局より特に當研究所へ寄せられたるものなり。)

昭和六年  
上半期

渡來外國人並渡來目的調査表

本年一月一日より六月末日迄に於ける我國渡來外人數は別表第一號に示されたる通り一萬四千八百十名にして之を昨年同期の一萬九千七名に比較するときは四千九百七名の減少となり更に其の減少率を見るに二割二分に相當す之を國籍別に見るときは英國人及獨逸人各四割六分、米國人四割五分、露西亞人三割六分、佛國人六分といふ減少となり只中華民國人のみは僅かに一分の増加を見たり。

以上の如く大なる減少を見たるは世界的經濟界不況の爲め商用旅行者激減したるのみならず觀光旅行者も著しく減少したるに原因す更に銀貨暴落の爲めに中華民國在住並南洋方面の歐米人の日本來遊減少したることも亦看過し得ざる原因なるべし。

外客の減少は獨り我國に於ける事情のみに止まらず世界何れの國に於ても一律に減少を見たり試みに米國國務省の發表に依る本年六月迄のパスポート發行數を見るに十五萬六千七百十五通にして昨年同期に比し五萬通の減少となり又觀光事業に於ける王座を占むる佛蘭西にしても米國人ツーリストは非常に減少し六月十九日の倫敦タイムスに依れば本年上半期の巴里來遊の米人ツーリストは七十%減するならんと

其の原因として同紙は the wide world industrial depression and a consequent reduction in the amount of money available for holiday travel を報じ居れり。

本統計は内務省に依頼して調査したる數字に依りたるものなり。

(3) 昭和六年上半期入國者通過者渡來目的別人員百分率表

國籍別	觀光	公務	商用	其他	計
亞米利加	44.6	1.8	18.1	35.5	100
合衆國					
英吉利	45.8	1.8	24.4	28.0	100
獨逸	26.7	3.7	35.0	34.6	100
佛蘭西	18.1	43.5	16.9	21.5	100
舊露西亞	1.7	—	27.5	70.8	100
サグエート	6.1	44.7	12.3	36.9	100
聯邦					
中華民國	6.0	1.6	24.5	67.9	100
其他	32.8	4.1	24.7	38.4	100
計	20.8	3.1	23.2	52.9	100

(4) 昭和六年上半期渡來外國人數並渡來目的百分率調査表

旅客種別 滞在日數 國籍別	入國者通過者渡來目的別人員					寄港者	世界 一週 船舶客	外客中 本邦船 ニヨル者	艦船 乗組員
	觀光	公務	商用	其他	計				
亞米利加	42.2	11.4	15.3	13.2	19.7	17.8	72.8	15.4	14.9
合衆國									
英吉利	24.0	6.3	11.4	5.8	10.9	6.6	14.7	8.2	29.5
獨逸	2.6	2.4	3.1	1.3	2.0	0.3	3.7	1.4	6.8
佛蘭西	1.4	22.4	1.2	0.7	1.6	0.5	1.0	1.4	2.2
舊露西亞	0.2	—	2.4	2.7	2.0	0.4	—	1.4	0.9
サグエート	0.4	17.5	0.6	0.8	1.2	0.2	—	0.8	2.1
聯邦									
中華民國	15.7	28.6	56.9	69.3	54.0	48.0	0	62.6	28.9
其他	13.5	11.4	9.1	6.2	8.6	26.2	7.8	8.8	14.7
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(1) 昭和六年度上半期月別入國通過外國人數 (對昭和五年同期)

	米	英	獨	佛	露	支	其ノ他	計
1 月	269	155	39	27	89	918	119	1,616
2 月	306	165	36	12	65	654	160	1,398
3 月	549	353	61	22	65	1,895	171	3,116
4 月	637	347	52	29	58	1,936	241	3,300
5 月	517	293	46	29	95	1,411	374	2,765
6 月	633	297	66	118	105	1,186	210	2,615
本 上 半 期	2,911	1,610	300	237	477	8,000	1,275	14,810
前 年 同 期	5,301	2,991	558	254	746	7,718	1,439	19,007
增 減	△ 2,390	△ 1,381	△ 258	△ 17	△ 269	282	△ 164	△ 4,197
增 減 率	△ 0.45	△ 0.46	△ 0.46	△ 0.06	△ 0.36	0.04	△ 0.01	△ 0.22

△ハ減ヲ示ス

(2) 昭和六年上半期渡來外國人數並渡來目的調査表

旅客種別 滞在日數 國籍別	入國者通過者渡來目的別人員					寄港者	世界 一週 船舶客	外客中 本邦船 ニヨル者	艦船 乗組員
	觀光	公務	商用	其他	計				
亞米利加	1,298	52	527	1,034	2,911	10,300	3,286	1,894	30,177
合衆國									
英吉利	737	29	393	451	1,610	3,826	663	1,008	59,661
獨逸	80	11	105	104	300	180	166	178	13,806
佛蘭西	43	103	40	51	237	287	44	174	4,466
舊露西亞	5	0	82	211	298	245	0	177	1,853
サグエート	11	80	22	66	179	124	0	96	4,321
聯邦									
中華民國	481	131	1,957	5,431	8,000	27,779	1	7,707	58,587
其他	418	52	315	490	1,275	15,118	351	1,087	29,566
計	3,073	458	3,441	7,838	14,810	57,859	4,511	12,321	202,437

(5) 昭和六年上半期渡來外國人數並渡來目的調査表

旅客種別 滞在日數 國籍別	入 國 者			通 過 者			總 計
	三ヶ月 未 滿	三ヶ月 以 上	計	十五日 未 滿	十五日 以 上	計	
亞米利加 合衆國	263	478	741	1,657	513	2,170	2,911
英 吉 利	202	314	516	765	329	1,094	1,610
獨 逸	55	111	166	92	42	134	300
佛 蘭 西	31	41	72	142	23	165	237
舊露西亞	67	89	156	120	22	142	298
サグエー ト 聯 邦	62	56	118	43	18	61	179
中華民國	312	5,343	5,655	711	1,634	2,345	8,000
其 他	223	344	567	553	155	708	1,275
計	1,215	6,776	7,991	4,083	2,736	6,819	14,810

- 1 入國者——居住、公務、商用、觀光、布教、留學等ノ目的ヲ以テ全  
然ソノ便船ヲハナレ本邦ニ上陸スル者
- 2 通過者——本邦一港ニ上陸シ他船舶ニ乗換ヘ同港ヲ去ル者又ハ本邦  
一港ニ上陸シ同一又ハ他船ニテ他港ヨリ本邦ヲ去ル者
- 3 寄港者——入港セル船舶ノ便乗者ニシテ下船客以外ノ者
- 4 世界一週觀光客——世界一週遊覽船ニテ本邦ヘ寄港上陸シタル者
- 5 艦船乗組員——艦船乗組員數ハ入港届ニ記載セラレタル乗組員數ニ  
シテ現實ニ上陸シタル員數ニアラズ
- 6 同一人ニシテニツ以上ノ渡來目的ヲ兼ネ有スル者ハ其ノ主タル目的  
ト認メラルルモノニ從ヒ當該欄ニ記載ス
- 7 一人ニシテニツ以上ノ港灣ニ寄港シタル者ハ各寄港毎ニ計上ス
- 8 渡來外國人中ニハ朝鮮、臺灣、關東州、樺太等新領土ヨリ渡來スル  
者ヲ含ム

# 昭和五年度報告

(自昭和五年十二月卅一日  
至同五年十二月卅一日)

財 團 法 人  
柳 澤 統 計 研 究 所

財團 柳澤統計研究所第十六回報告

第壹 事業 概況

一 製表事務

一 華族動態調査統計比例篇

豫テ算出中ノ大正五年ヨリ同十四年ニ至ル華族動態調査統計比例篇ハ昭和五年三月十九日ヲ以テ出來セリ

二 華族靜態調査統計比例篇

大正十四年華族靜態調査統計比例篇ハ昭和五年三月二十九日ヲ以テ出來セリ

三 明三會員靜態調査表

豫テ調査中ナリシ明三會員靜態調査表ハ昭和五年六月七日訂正完了ニ付上梓シタリ

四 岩手縣稗貫郡大迫町世帯及人口表

昭和五年六月九日調製完了

五 衆議院議員選舉統計表

第十七回衆議院議員總選舉直後ニ於テ之ニ關スル詳細ナル統計表ノ編纂ニ着手セシガ昭和五年十一月下旬之ヲ完了

六 徵兵検査ニ於ケル佐賀縣ノ花柳病患者累年表

昭和五年十一月下旬製表着手同年十二月十日完了

七 東京市本所區現住人乳幼児死亡累年表及全國並ニ東京市ノ死因(中分類)別乳幼児表

本表ハ昭和五年十二月二十五日完了

一一 記 述

一 青森・山梨・奈良・和歌山・鳥取・佐賀ノ六縣分人口動態統計記述ハ關囑託引續キ之ヲ擔當シ居ルガ其ノ進行狀況左ノ如シ

終了セル分

一 婚姻・離婚・生産・死産・死亡郡別總數及比例

一 同上記述青森・佐賀・山梨ノ三縣分

一 同上市町村別總數表ノ調製

一 六縣分郡市町村別現住人口表ノ調製

進行中ノ分

一 鳥取縣記述目下進行中

一 市町村別總數中青森縣實數及ビ比例算出進行中

二 華族動態調査統計記述篇

本篇ハ豫テ阪本調査部長之ヲ擔當シ編述中ナリシガ昭和五年四月二十八日ヲ以テ完了セリ

三 戰爭ト優生學

國際優生學會ヨリ柳澤總裁ニ「戰爭ノ優生の若ハ非優生的影響ニ關スル調査」ヲ求メ來リシ追加項目ニ關シ其ノ製表ヲナシ印刷ノ上同會員ニ配布セシコトハ前回報告ニ記載セシガ之ニ對シ阪本部長ハ其ノ記述ヲナシ高囑託佛譯ノ上第十九回國際統計協會會議ニ提出セリ

四 明三會會員靜態調査記述篇

昭和五年十月中旬ヲ以テ之ヲ完了セリ

五 華族靜態調査統計記述篇

本篇ハ同動態調査統計記述篇完了後直ニ之ニ着手既ニ其大體ヲ了シ目下其ノ整理中ナルヲ以テ遠カラズ完了ニ至ルベシ

六 癌ノ統計的研究

本研究ハ昭和五年十二月十五日ヨリ之ガ材料整理ニ着手セリ

三 編 纂 事 務

一 柳澤統計研究所季報

本年九月ニ第二十八號（國際統計會議號）ヲ十二月ニ第二十九號（秋冬號）ヲ發行セリ

#### 四 理事會決議

- 一月二十四日 日本ペイント株式會社株舊五百株新五百株賣却ノ件
- 三月二十八日 柳澤伯爵家ヨリ借入金ノ一部返却ノ件
- 五月十八日 帝國製糖株式會社株百株並ニ東京電燈株式會社株百株買入ノ件
- 五月二十八日 大日本造肥料株式會社株舊八十六株新四十三株買入ノ件
- 六月一日 理事及監事改選ノ件
- 六月五日 東京瓦斯株式會社株百株買入ノ件
- 六月十一日 北海道電燈株式會社株百株買入ノ件
- 六月十三日 東京建物株式會社株百株買入ノ件
- 七月十一日 所員中元賞與給與ニ關スル件
- 八月二十六日 日本電力株式會社株舊壹百八十五株買入ノ件
- 九月十日 第十九回國際統計協會會議東京ニ於テ開會ニ付特ニ補助費支出ニ關スル件
- 十月二日 南滿洲鐵道株式會社株舊百株買入ノ件

十二月二十三日 所員年末賞與給與ニ關スル件

十二月三十日 昭和六年度收支豫算案承認ノ件

柳澤伯爵家ヨリ借入金ノ殘額返却ノ件

#### 五 獎學資金

- 一 昭和五年九月第六高等學校學生片山正勝、大阪商科大學學生片山俊次ニ獎學資金貸付ヲ許可セリ
- 一 給費生福井榮二ハ昭和五年三月奈良縣立郡山中學校卒業ニ付給費ヲ停止セリ
- 一 貸費生米田俊文夫ハ昭和五年三月京都帝國大學（文學部）ヲ卒業セリ
- 一 同 吉田恒雄ハ昭和五年三月九州帝國大學（經濟學部）ヲ卒業セシモ更ニ同大學法文學科ニ入學ニ付貸費繼續ヲ許可ス
- 一 貸費生海野昌平ハ貸費借入金ヲ完納セリ

#### 六 第十九回國際統計協會會議

##### 一 政府代表任命

國際統計協會會議準備委員會會長ヲ仰付ケラレ會務總理ノ任ニアル本研究會所總裁柳澤伯爵ハ昭和五年七月十八日付  
ヲ以テ第十九回國際統計協會會議ニ本邦代表トシテ參列仰付ケラレタリ

二 準備委員會書記

本研究馬場委員、高囑託、赤塚書記ノ三名ハ國際統計協會會議準備委員會書記トシテ會務ニ從事セリ

三 準備委員會會長ノ招宴參列

準備委員會會長柳澤伯爵ハ昭和五年九月十四日午後六時ヨリ丸ビル精養軒ニテ折柄内閣統計局ヨリ招集セラレタル地方統計課長其ノ他ヲ招待シテ晚餐會ヲ開催、尙引續キ午後九時ヨリ同所ニ於テ東京市會議長柳澤伯爵主催ニテ國際統計協會會議參列ノ内外人懇親會開催セラレタルガ、本研究ヨリハ阪本部長及ビ前記準備委員會三書記招待ヲ受ケ之ニ列席セリ

四 會議開會式參列

本研究所關係者ニシテ昭和五年九月十五日衆議院ニ於ケル會議開會式ニ參列セルモノ左ノ如シ  
阪本部長・高囑託(論文提出者)、馬場委員・赤塚書記(準備委員會書記)、石田委員・茂木囑託(國際統計會議後援會寄附者舊郡山藩有志總代)、關囑託(東京統計協會評議員)、伊差川書記(本研究所總代)

五 會議招待員

高囑託ハ招待員トシテ會議ニ出席セリ

六 柳澤總裁ノ接待

東京會議開催ノ爲メ阪谷男爵ヲ會長トシ本研究所總裁柳澤伯爵顧問トナリテ組織セラレタル國際統計會議後援會ノ寄附金募集ニ就テハ若シ應募額ニシテ豫定以下ノ場合ニ於テハ必ズ豫定額ニ達シ得ル金額ヲ本研究ヨリ寄附スベ

ク曩ニ理事會ニ於テ決議セシ處幸ニモ朝野ノ同情ハ本邦學界未曾有ノ盛舉タル今次會議ニ集マリ右寄附金ハ豫定額以上ニ達シタルニ由リ本研究所ハ別ニ寄附ノ要ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ見合セ總裁ニ於テハ外來ノ會議參加者及ビ會議關係者ニ對シ屢々晚餐會、午餐會、茶會ビール會等ヲ催シ慰勞接待ヲナセリ

七 統計展覽會出陳

一 郡山町統計協會圖書展覽會出陳

昭和五年五月十五日奈良縣生駒郡郡山町統計協會開催ノ統計圖書展覽會へ參考圖書出陳方同協會會長片山元造氏ヨリ申出アリタルニ依リ左記ノ圖書ヲ出品セリ

一 改訂職業類別職業名類纂	十二册ノ内	壹	册
一 同	十二册ノ内	壹	册
一 明治四十一年東京市各區各町各丁目職業細別人口表	十六册ノ内	壹	册
一 大正四年華族靜態調查統計表		壹	册
一 同 十四年華族靜態調查統計表		壹	册
一 同 十四年華族靜態調查統計表比例篇		壹	册
一 華族動態調查統計比例篇		壹	册
一 同 記述篇		壹	册



- 一 日本全國市町村電話有無調 壹 冊
- 一 同 割合 壹 冊
- 一 靜岡縣、島根縣就學兒童ノ卒業迄ニ於ケル健康狀態比較表 (高等科) 壹 冊
- 一 奈良縣生駒郡郡山町及同縣添上郡辰市村 各 壹 冊
  - 婚姻・離婚・生産・死産・死亡表
  - 死因 (大分類) ニ依リ分チタル死亡 各 壹 冊
  - 同 (中分類) 各 壹 冊
  - 同 (小分類) 各 壹 冊
  - 同 (大分類) 及年齡階級ニ依リ分チタル死亡 各 參 冊

二 辰市村統計展覽會

昭和五年十月三十一日奈良縣添上郡辰市村ニ於テ開催ノ第八回統計展覽會へ參考圖書出陳方同會長山田元次郎氏ヨリ申出アリタルニ依リ左記ノ圖書ヲ出品セリ

- 一 第十九回國際統計協會會議速報 第一號乃至第八號及附錄共 九 冊
- 一 第十九回國際統計協會會議ニ提出セラレタル論文 (本邦ニテ印刷シタルモノノ内) 十七 冊
- 一 同會議參加者ニ配布セラレタル英文東京統計スケッチ 一 冊

八 雜 件

一 事業及決算報告提出

昭和四年度本研究事業及決算報告ハ昭和五年一月三十一日芝區役所經由文部大臣ニ提出セリ

二 統計書借覽者

統計書借覽ノ爲メ來所者左ノ通り

- 東京市政調査會會員 龜卦川 浩氏 (昭和五年二月三日及同年六月六日ヨリ十日間)
- 同 猪間 驥 一氏 (昭和五年七月二十二日ヨリ五日間)
- 同 岡野文之助氏 (同)
- 同 小田 忠 藏氏 (昭和五年七月二十二日及同年八月四日)
- 大 藏 省 屬 高 楯 俊氏 (昭和五年六月二十五日)
- 大 藏 省 囑 託 吉川 秀 造氏 (同)

三 動態統計材料借受

昭和五年二月十日ヲ以テ昭和三年分奈良縣人口動態統計材料統計小票ヲ左ノ通り借用セリ

- 婚 姻 票 五、〇七三
- 離 婚 票 四一九

	男	女	男女不詳
出生票	一〇、一四七	九、三八四	—
同前年以前分	二六〇	三〇二	—
死亡票	五、八六四	五、六一五	—
同前年以前分	二〇	二二	—
死産票	七〇九	六三九	一〇

四 地方統計官招待會出席

東京統計協會ハ國勢調査並ニ勞働調査事務協議ノ爲メ内閣統計局ニ招集セラレタル地方統計官及關係中央官廳各官ヲ昭和五年四月十六日麴町區永田山下幸樂ニ招待シ慰勞ノ宴ヲ開催セシヲ以テ本研究所ヨリハ阪本調査部長之ニ參加セリ

五 千葉縣統計協會大會

千葉縣統計協會第二回大會ハ本年五月十七日ヲ以テ同縣東葛飾郡野田町興風會館ニ開催ス、來會者二千有餘人、統計功勞者表彰傳達ノ後農林、商工兩省ノ參與官其ノ他ノ祝辭又ハ講演、宣言及決議事項決定ノ後講演、園遊會等アリ本研究所ヨリハ總裁柳澤伯爵出席ノ上一場ノ講演ヲ爲ス豫定ナリシガ、止ムヲ得ザル要件ノ爲メ阪本調査部長代リテ參列セリ

六 研究所參觀

前佛國駐在特命全權大使安達峯一郎氏、同夫人及日佛會館常務理事木島孝藏氏ハ昭和五年五月二十八日柳澤伯爵邸

へ來邸ノ節、大藏省政務次官小川郷太郎氏及京都帝國大學教授沙見三郎氏ハ同年八月二十八日、國際統計協會會員ハンガリー國ブタベスト大學教授フオン フエルナー氏ハ令息同伴同年九月六日、京都帝國大學講師中川興之助氏ハ同年十月十三日何レモ本研究所ヲ參觀セリ

七 理事及監事改選

本研究所理事及監事ハ本年五月末日ヲ以テ任期滿了ノ處柳澤總裁ヨリ重任ヲ委囑シ何レモ承諾就任セラレタリ  
昭和五年六月二日東京區裁判所ニ右理事變更登記申請ヲ了ス

八 中央統計委員會特別委員長

昭和五年十一月二十四日午後一時半ヨリ首相官邸ニ於テ開會ノ第二十二回中央統計委員會ニ於テ諮問案第十七號産業分類及職業分類ニ關スル件ヲ審議スル爲メ特別委員九名ヲ選ンデ之ニ附託スルコトナリ其委員長ハ本研究所柳澤總裁ニ決定セリ

九 月次講演會

本研究所月次講演會(毎月第二土曜日開催ハ、九兩月ハ休會)講演者及演題ハ左ノ如シ、但シ二月及五月ハ都合ニ依リ臨時休會セリ

一、三、四月

改訂職業類別編成當時ノ回顧(一〇回—一二回)

六月

第二回國勢調査ノ職業ニ就テ

七月

本邦ノ漁獲ニ就テ

十月

衆議院議員選舉ニ於ケル單記移讓式比例代表法ニ就テ

十一月

國藝農産物中果實ニ就テ

十二月

大正八年乃至昭和三年十八年間ニ於ケル東京府管内ノ自殺者、被殺傷者及不慮ノ死傷者ニ就テ

同

石川書記

伊差川書記

石川書記

同

九會計

(一) 昭和五年度收支決算

(自昭和五年一月一日起至同五年十二月三十一日)

收入之部

一 有價證券配當金

六、九四六・〇二

東京瓦斯株式會社株	舊五百株	二、〇二五・〇〇	前期八四〇〇株
東京建物株式會社株	舊二百二十株	八五〇・〇〇	後期八五〇〇株
同	新百二十株	一五〇・〇〇	前期八一二〇株
大日本人造肥料株式會社株	舊八十六株	一二九・〇〇	後期八二二〇株
同	新四十三株	一六・一二	後期
東洋拓殖株式會社株	舊百株	二八七・五〇	後期
株式會社橫濱正金銀行株	八株	一〇四・〇〇	後期
明治製糖株式會社株	舊八十株	四四〇・〇〇	後期
同	新六十五株	一四三・〇〇	後期
日本電力株式會社株	舊百八十五株	三七〇・〇〇	後期
金剛山電氣鐵道株式會社株	舊五十株	二六二・五〇	後期
同	新五十株	一〇五・〇〇	後期
南滿洲鐵道株式會社株	舊百株	一五〇・〇〇	後期
大日本製糖株式會社株	舊三十四株	一五三・〇〇	後期
同	新五十株	九〇・〇〇	後期

帝國製糖株式會社株	舊 百 株	一五〇・〇〇	後 期 分
大日本紡績株式會社株	六 十 四 株	三六八・〇〇	
株式會社橫濱取引所株	百 株	一一二・五〇	
富士電力株式會社株	七 十 五 株	一五〇・〇〇	
東京電燈株式會社株	二 百 株	四五〇・〇〇	
東京發電株式會社株	三 十 株	五二・五〇	
北海道電燈株式會社株	百 株	二五〇・〇〇	後 期 分
大阪窯業株式會社株	二 十 一 株	二九・四〇	
大阪窯業セメント株式會社株	舊 十 四 株	五二・五〇	
同	新 二 株	六・〇〇	
日本錫工業株式會社株	新 十 株	五・〇〇	後 期 分
東京電燈株式會社		四五・〇〇	
第一順位物上擔保付社債利子			
預金利子		一、〇六三・〇〇	
第一相互貯蓄銀行預金		一、〇三四・〇九	
安田貯蓄銀行芝支店日步貯金		二八・九一	
雜收 入		四四・〇五	
寄附 金		五・〇〇	
雜入又ハ出版物賣却金		三九・〇五	
獎學貸費返納金		六八一・〇〇	
柳澤統計研究所扱		六八一・〇〇	
繰越 金		二、六二〇・四一五	

昭和四年度剩餘金	五〇、〇〇〇・〇〇	二、六二〇・四一五
豫算外收入		
有價證券賣却金	五〇、〇〇〇・〇〇	日 本 株 舊 五 〇 〇 株 三 〇 〇、〇〇〇・〇〇
總計	六一、三五四・四八五	日 本 株 新 五 〇 〇 株 二 〇 〇、〇〇〇・〇〇
支出之部		
器具 費	一〇四・四〇	一〇四・四〇
抽斗戸棚一本外一點		
書籍 費	一、〇二八・四五	
歐文並ニ邦文各種書籍代	一、〇二八・四五	
諸 經 費	八、八八三・一六	
俸給諸給與	七、二五六・四五	
通信及運搬費	二一三・五八	
文房 品 費	八〇・六一	
印刷及廣告費	六七五・一〇	
電 燈 費	八四・七二	
瓦 斯 費	八六・七四	
旅 車 費	一一六・五五	
社 交 費	二二・〇五	
動產火災保險料	一三〇・八六	
雜 費		

臨時費  
 一 獎學費貸出金 四〇四・〇〇  
 柳澤統計研究所披 四〇四・〇〇  
 一 豫算外支出 四二、七二一・〇八  
 有價證券買入金 四〇、〇七八・〇〇

有價證券拂込金  
 借入金返却 一、五〇〇・〇〇  
 理事會決議ニ由ル總裁手許差出金 八八三・〇八  
 總計 五三、一三一・〇九

大日本製糖株第二新株 五十株一付金五圓  
 柳澤伯爵家ヨリ借入金

差引  
 次年度繰越 八、二二三・三九五  
 外ニ  
 獎學費基金 收 入

株式會社六十八銀行郡山支店披前年繰越金 二、六九九・八五  
 同行披昭和五年中貸費返納金 六四九・五〇  
 同行披基金利子 七一・五四  
 合計 三、四二〇・八九

支出  
 株式會社六十八銀行郡山支店披貸費貸出金 一、二四〇・〇〇  
 株式會社六十八銀行郡山支店披給與金 一六〇・〇〇  
 合計 一、二五六・〇〇

差引  
 次年度繰越(株式會社六十八銀行郡山支店小口當座預金) 二、一六四・八九

財産目録 (昭和五年十二月三十一日現在)

社名	數量	拂込金額
東京瓦斯株式會社	五百株	二五、〇〇〇・〇〇
東京建物株式會社	舊 二百二十株 新 百二十株	一一、〇〇〇・〇〇 一、五〇〇・〇〇
大日本人造肥料株式會社	舊 八十六株 新 四十三株	四、三〇〇・〇〇 五三七・五〇

本年六月壹百株購入増加  
 本年六月壹百株購入増加  
 本年五月購入  
 本年五月購入

東洋拓殖株式會社	舊	百株	五、〇〇〇・〇〇	
株式會社橫濱正金銀行	舊	八株	八〇〇・〇〇	
明治製糖株式會社	新	八十株	四、〇〇〇・〇〇	
同	舊	六十五株	一、三〇〇・〇〇	本年八月購入
日本電力株式會社	舊	百八十五株	九、二五〇・〇〇	
金剛山電氣鐵道株式會社	舊	五十株	二、五〇〇・〇〇	
同	新	五十株	一、〇〇〇・〇〇	
帝國製糖株式會社	舊	百株	五、〇〇〇・〇〇	本年五月購入
日魯漁業株式會社	舊	百株	五、〇〇〇・〇〇	
同	新	百株	一、二五〇・〇〇	
富士瓦斯紡績株式會社	舊	百株	五、〇〇〇・〇〇	
同	新	百株	二、五〇〇・〇〇	
大日本紡績株式會社	舊	六十四株	三、二〇〇・〇〇	
株式會社橫濱取引所	舊	百株	二、五〇〇・〇〇	
大日本製糖株式會社	新	三十四株	一、七〇〇・〇〇	
同	舊	五十株	一、二五〇・〇〇	本年十月一株ニ付金五圓ノ拂込ヲ爲ス 本年五月壹百株購入増加
東京電燈株式會社	舊	二百株	一〇、〇〇〇・〇〇	
東京發電株式會社	舊	三十株	一、五〇〇・〇〇	
富士電力株式會社	舊	七十五株	一、八七五・〇〇	本年六月購入
北海道電燈株式會社	舊	百株	五、〇〇〇・〇〇	
南滿洲鐵道株式會社	舊	百株	五、〇〇〇・〇〇	本年十月購入
大阪窯業株式會社	舊	二十一株	四二〇・〇〇	

大阪窯業セメント株式會社	舊	十四株	七〇〇・〇〇	
同	新	二株	八〇〇・〇〇	
日本錫工業株式會社	新	十株	二五〇・〇〇	
南國護謄株式會社	舊	二十五株	一、二五〇・〇〇	
東洋汽船株式會社	舊	二十五株	一、二五〇・〇〇	
同	新	三十七株	九二五・〇〇	
東洋罐詰株式會社	舊	三十株	一、五〇〇・〇〇	
東京電燈株式會社	舊	三十株	一、五〇〇・〇〇	本年八月購入
第一順位物上擔保社債			一、五〇〇・〇〇	
口、銀行預金並ニ現金			六五九・三四	
十五銀行預金			六、八六二・三〇	
第一相互貯蓄銀行貯蓄預金			四四五・〇九	
安田貯蓄銀行芝支店日歩貯金			二五六・四六五	
現計			一三三、〇六〇・六九五	
外ニ				
株式會社六十八銀行小口當座預金			二、一六四・八九	
再計			一三五、二二五・五八五	
乙、器具書籍及ビ定期刊行物				
器具			三、九八六・七〇	
書籍			三五、〇九〇・八八	
定期刊行物			五、〇〇〇・〇〇	

總計

四四、〇七七・五八  
一七九、三〇三・一六五

(二) 昭和六年度豫算

收入

- 一 有價證券配當金
- 一 預金利息
- 一 獎學貸費返納金
- 一 雜收入
- 一 前年度繰越金

七、九一三・六二  
三三二・〇〇  
二、〇〇〇・〇〇  
一五〇・〇〇  
八、五三九・三八  
一八、九二五・〇〇

外 二

獎學貸費基金利息

一九、〇〇〇・〇〇

總計

七五・〇〇

支出

- 一 器具費
- 一 書籍費
- 一 諸經費
- 一 內諸費
- 一 通俸
- 一 信給
- 一 運諸
- 一 搬給
- 一 費費

二五〇・〇〇  
一、〇〇〇・〇〇  
一〇、四〇五・〇〇  
八、〇〇〇・〇〇  
二〇〇・〇〇





三 文書及小包並電報發受數 (昭和五年中)

電報	小包	葉書	帶封	開封	封書	發信數	受信數
1	2	1,832	1	528	29		
	80	219		429	1,262		126

第參 現在役員及所員分擔事務

(昭和五年十二月卅一日現在)

理事 (總裁) 伯爵 柳 澤 保 惠  
 監理事 青 木 菊 雄  
 監理事 上 首 藤 多 喜 馬  
 研究部 部長(兼)委員 阪 本 敦  
 部長(兼)委員 阪 本 敦

調 査 部

部長 委員 阪 本 敦

委員 馬 場 龜 次

書記 高 橋 芳 太 郎

同 伊 差 川 芳 瑛 郎

同 石 川 川 惟 安 瑛 郎

雇 金 城 盛 子 濟 安 瑛 郎

同 大 澄 澄 盛 子 濟 安 瑛 郎

囑託 關 大 澄 澄 盛 子 濟 安 瑛 郎

臨時囑託 高 興 三 吉 郎 子 濟 安 瑛 郎

會 計 係  
 庶 務 係

主任 委員 石 田 熙

主任(兼)委員 阪 本 敦

主任(兼)書記 高 橋 芳 太 郎

文庫主任 備 書 記 小 林 幸 市

以 上

終